

# 北大阪に眠る 古代天皇と貴族たち

— 記紀万葉の歴史と文学 —

市瀬 雅之 著

梅花学園生涯学習センター  
公開講座ブックレット

VOL.02

北大阪に眠る古代天皇と貴族たち

— 記紀万葉の歴史と文学 —

市瀬雅之著

大阪の北部に位置する茨木市の史跡に目を向けてみると、継体天皇陵や藤原鎌足を奉祭する大織冠神社を訪ねることができます。継体天皇陵は考古学の成果により、高槻市の今城塚古墳が重視されています。阿武山古墳には藤原鎌足の墳墓ではないかとの議論もあります。古代律令官人であった石川年足の墓誌も発見されています。吹田市の垂水神社を訪ねると、その地を詠んだとされる万葉歌が碑として建てられています。

歌の解釈以外は、考古学や歴史学からのアプローチが多い話題ですが、時には文学の視点も必要です。本書では、記紀万葉をはじめ、個々の文献が示す意図を考えてみようと思います。本書が北大阪の古代史や文学を考える新たな契機となれば幸いです。またその関心の輪が他の地域へと広がってゆくことを願っています。

## 目次 第一章 三島に眠る継体天皇

- 一、はじめに
- 二、陵地をめぐる議論
- 三、継体天皇と三島
- 四、古事記の構想
- 五、おわりに

## 第二章 大織冠神社の藤原鎌足

### 第三章

- 一、はじめに
- 二、視点の移動
- 三、注目される初葬地
- 四、摂津国側の主張
- 五、大織冠神社の鎌足
- 六、おわりに

墓誌を残す石川年足

### 第四章

- 一、はじめに
- 二、難訓への諸説
- 三、上句の訓みと意味
- 四、下句の訓みと意味
- 五、おわりに

「垂水」を詠む歌の訓読

## 第一章 三島に眠る継体天皇

### 一、はじめに

大阪府茨木市に位置する太田茶臼山古墳は、第二十六代継体天皇陵として知られている。近年の考古学の成果では、高槻市の今城塚古墳の方が有力視されつつある。<sup>1)</sup>これらに継体天皇陵が求められるのは、『古事記』下巻に「御陵は、三島の藍陵ぞ」とみえ、『日本書紀』巻第十七に「藍野陵に葬りまつる」と記されることによる。

では、継体天皇と三島を結びつける接点が他にどの程度うかがわれるのか、文献学的にはまだ議論が尽くされていないように思う。

ここでは、残された文献を頼りに、継体天皇陵の所在をめぐる議論の在り方を確かめながら、『古事記』と『日本書紀』、特に『古事記』の構想として、継体天皇と三島の関わりを読み解いておく。

### 二、陵地をめぐる議論

六世紀に活躍した継体天皇の陵は、八世紀に奏上された『古事記』や『日本書紀』に記され

ている。ここに認められる時間の差も大きいが、所在を特定する記事はさらに十世紀を待たねばならない。具体的には『延喜式』卷二十一の諸陵寮に、

三島藍野陵 磐余玉穗宮御宇継体天皇。在<sub>二</sub>撰津国嶋上郡<sub>一</sub>。兆域東西三町。南北三町。守戸五烟。<sup>2)</sup>

とみえる。三島の中でも島(本文中では「島」に表記を統一する)上郡に位置することは、『扶桑略記』第三にも、

葬<sub>二</sub>于撰津国嶋上郡三島藍野陵<sub>一</sub>。<sup>3)</sup>  
とある。

これが十七世紀に入ると、『撰陽群談』卷第九に「島下郡太田村にあり」と記されてゆく。島上郡とする『延喜式』との差異は、

所載子【延喜式】、島上郡にあり。于今三島・鮎川等の地名の似たる事は、島上郡にありと云とも、太田の地も、古の三島・藍野の地に統て、如も島上郡とするを、後世転変して、島下郡太田と成れりや。割国分郡之例に准ふ。<sup>4)</sup>

のように、太田の所屬が後世に変転して、上郡から下郡へと移ったと理解された。『前王廟陵記』は、

今按。三嶋藍野陵。今在嶋上郡嶋下郡界大田村。【俗云。池上。亦茶白山 三嶋郡名。後分上下。藍野陵周野名。<sup>5)</sup>】

と、太（本文中では「太」に表記を統一する）田村の郡界を曖昧に記す。本居宣長が『古事記伝』四十四之卷において、

嶋ノ上は、嶋ノ下を写シ誤れるか、但シ安威は上下両郡の堺に甚近ければ、此ノ御陵の地は、古へは上ノ郡なりしにや、今は下ノ郡なり、

と述べたように、『延喜式』が島上郡と記す差異を埋めようとする議論に終始している。

太田村の所属については、『播磨国風土記』揖保の郡条にみえる次の記事が参考になろう。

大田の里。土は中の上。大田と称ふ所以は、昔、呉の勝、韓国より度り来、始めて紀伊の国名草の郡大田の村に到る。その後分れ来て、移りて摂津の国三嶋賀美の郡大田の村に到る。そが又、遷りて揖保の郡大田の村に來たり。是に、本の紀伊の国大田を以ちて名と為すなり。

韓から渡来した呉の勝の一族が、紀伊国大田村に居住しており、その一部が摂津国の太田村に移り住んだとある。その村は、三島の「賀美の郡」に位置していたと記されている。島上郡に属していた時期のある様子がうかがわれる。

『風土記』が太田村を島上郡と記す点では、『延喜式』との間に矛盾はない。『摂陽群談』等が太田村の所属を島下郡と記しているのに対しては、島上郡から島下郡へと所属を変えていつた経緯を想定することができる。

三島が島上郡と島下郡に分けられていたことは、『続日本紀』の和銅四年（711）一月条ま

で下ると、

四年春正月丁未（二日）、始めて都亭の駅を置く。山背国相楽郡には岡田駅、綴喜郡には山本駅、河内国交野郡には楠葉駅、摂津国嶋上郡には大原駅、嶋下郡には殖村駅、伊賀国阿閉郡には新家駅。

のように確かめることができる。

とはいえ『日本書紀』まで遡ると、

天皇、復、弓削連豊穂を遣して、普く国内の県に求め、遂に三嶋郡の藍原に執へて斬らしむ。

雄略九年（465）二月一日条

閏十二月の己卯の朔にして壬午（四日）に、三嶋に行幸す。

安閑元年（534）閏十二月四日条

冬十一月に、新羅、使を遣して献り、并せて調賦貢る。使人、悉に国家の、新羅の任那を滅せるを憤りたまふを知りて、敢へて罷らむと請さず。刑戮に致らむことを恐りて、本土に帰らず。例、百姓に同じ。今の摂津国の三嶋郡の埴廬の新羅人が先祖なり。

欽明二十三年（562）十一月条

三年の春正月の乙亥の朔（二日）に、中臣鎌子連を以て神祇伯に拜す。再三に固辞びて就らず。疾を称して退でて三嶋に居り。

皇極三年（644）一月条

のように島上郡と島下郡の区分が見出されない。

継体天皇陵が造営された六世紀の三島は、まだ上郡と下郡に区分されてはいなかったことが



重視される。太田村の所属が移動することを明らかにしてみても、継体天皇陵の所在を明らかにする議論には結びつかない。

それは「三島」の区分に限らない。「藍」の所在についても、『和名類聚抄』巻第六に、

国郡部第十一 撰津国管十三

嶋下—新野 宿久 安威 穂積<sup>7)</sup>

と「安威」の地名が見出される。これに「藍」を重ねてみても、今城塚古墳はもとより、太田茶白山古墳にさえ届かない。「藍」が「安威」へと分割されてゆく過程を考えてみたこともあるが、想像の域を超えない<sup>8)</sup>。

継体天皇陵の所在を示す後世の記述は、各時代の認識を示して、所在に迫るための議論にながらない。文献的に継体天皇陵を探す手がかりは、『記』『紀』の記す陵名に尽きているといつてよい。

### 三、継体天皇と三島

『古事記』に「三島の藍の御陵」と記され、『日本書紀』に「三島の藍野の御陵」と残された記事に基づいて、十世紀以後の議論から継体天皇陵の所在を明らかにすることの難しさを述べた。所在の追求はひとまず置いて、陵名に記された三島と継体天皇との関わりを考えておく。

『日本書紀』では、繼体天皇が三国を出発してから、

二十年(526)の秋九月の丁酉の朔にして己酉(十三日)に、都を磐余玉穗に遷す。一本に云はく、七年なりといふ。

と磐余に都するまで、

(元年(507)一月)甲申(二十四日)に、天皇、樟葉宮に行至りたまふ。

(五年間)

五年(511)の冬十月に、都を山背の筒城に遷したまふ。

(七年間)

十二年(518)の春三月の丙辰の朔にして甲子(九日)に、都を弟国に遷す。

(八年間)

の三度の遷都を記す。この間に二十年を要している。この点について、歴史学の分野では、繼体天皇が大和の勢力に阻まれて、磐余に入るのが遅れたとの見方がなされてきた。<sup>(10)</sup>或いは、大和の勢力との衝突を小さく捉えて、繼体天皇の勢力基盤が淀川・木津川水系にあつたためと理解されている。<sup>(11)</sup>

ただ、繼体紀を一覧してみると、天皇は、

元年(507)の春正月の辛酉の朔にして甲子(四日)に、大伴金村大連、更籥議りて曰く、「男大迹王、性慈仁にして、孝順にまします。天緒承けたまふべし。翼はくは、懇勲に勧進めまつりて、帝業を紹隆せしめむことを」といふ。物部麁鹿火大連・許勢男人大臣等、僉曰く、「枝孫を妙しく簡ふに、賢者は唯男大迹王のみなり」といふ。丙寅(六日)に、臣・連等を遣して、節を持ちて法駕を備へ、三国に奉迎る。兵仗を夾衛し、容儀を肅整して、前駟を

警蹕し、奄然にして至る。是に男大迹天皇、晏然自若にして、胡床に踞坐す。陪臣を斉列ね、既に帝の如く坐します。節を持つ使等、是に由りて敬憚り、心を傾け命を委せて、忠誠を尽さむことを冀ふ。

と、大伴金村や物部鹿鹿火、許勢男人等によつて即位を望まれ、河内馬飼首荒籠の進言もあり、樟葉宮入りをしている。また翌月も、

二月の辛卯の朔にして甲午（四日）に、大伴金村大連、乃ち跪きて天子の鏡・劍の璽符を上り、再拜みたまつる。男大迹天皇、謝びて曰はく、「民を子として国を治むることは、重しき事なり。寡人、不才にして称ふに足らず。願請はくは、慮を廻して賢者を択ばむことを。寡人は敢へて当らじ」とのたまふ。大伴大連、地に伏して固く請ひまつる。男大迹天皇、西に向ひて譲りたまふこと三、南に向ひて譲りたまふこと再したまふ。大伴大連等、皆曰さく、「臣伏して計るに、大王、民を子とし国を治めたまふこと、最も宜称ひたまへり。臣等、宗廟社稷の為に計ること、敢へて忽にせず。幸に衆の願に藉りて、乞はくは、聴納るることを垂れたまへ」とまうす。男大迹天皇の曰はく、「大臣・大連・将・相・諸臣、咸寡人を推す。寡人敢へて乖かじ」とのたまひて、乃ち璽符を受けたたまふ。是の日に、即天皇位す。

と、重ねて乞われる中での即位が記されている。その後の遷都も、前掲したように妨げられた様子を記していない。文脈からは、継体天皇が大和入りを阻まれたと読み解くことが難しい。

また継体天皇は、「樟葉」「筒城」「弟国」への遷都を経て、磐余の玉穗宮に都を遷している。急を要しなかったにしても、磐余に都することが最終的な目的であったと考えられる。二十年という歳月を費やして、磐余に都を遷して、

二十五年(531)の春二月に、天皇、病甚し。丁未(七日)に、天皇、磐余玉穗宮に崩ります。時に年八十二なり。

と崩御した継体天皇が、

冬十二月の丙申の朔にして庚子に、藍野陵に葬りまつる。

と三島に陵を置く理由は、淀川や木津川水系に勢力基盤を認めてみても、文脈からそれを読み解くことが難しい。

『古事記』に至っては、「樟葉」「筒城」「弟国」への遷都を記さない。

品太王の五世の孫、袁本杼命、伊波礼の玉穗宮に坐して、天の下を治めき。

と、即位してすぐに磐余の玉穗宮に入る。以後のほとんどが系譜を記すことに費やされる。その後も、物部荒甲と大伴金村に命じて磐井の乱を終息させたことのみを記しながら、

天皇の御年は、肆拾参歳ぞ丁未年の四月の九日に崩りましき。御陵は、三島の藍陵ぞ。

とある。三島が継体天皇の勢力圏にあったために葬られたとの論理が通じない。

#### 四、古事記の構想

継体紀に記された天皇は、大伴金村に代表される大和の勢力に乞われて即位すれこそ、妨げられることなく遷都を繰り返していた。その最終的な目的は「磐余の玉穗宮」に都することであつた。『古事記』にあつては、「伊波礼（＝磐余）の玉穗宮」のみを記していた。このような中で継体天皇陵が三島に求められた理由を、『記』『紀』の文脈の中に考えておく。

特に「樟葉」「筒城」「弟国」への遷都を記さない『古事記』の構想に目を向けておく。

継体記の冒頭は、

品太王の五世の孫、袁本杼命、伊波礼の玉穗宮に坐して、天の下を治めき。

と、伊波礼（＝磐余）の玉穗宮に都を置くことからはじまる。『日本書紀』に比べると、ここに編述者の強いこだわりを見出すことができる。

本文中に「伊波礼」の語句を探してみると、履中天皇条と清寧天皇条に、

伊波礼の若桜宮に坐して、天の下を治めき。

（履中天皇）

伊波礼の麴栗宮に坐して、天の下を治めき。

（清寧天皇）

との記事を見つけることができる。ただこれらは「伊波礼」に都を置いた例があると伝えても、その理由を明らかにしない。初代神武天皇が、亦名として「神倭伊波礼毘古命」と呼ばれることが注意されてきた。<sup>12)</sup>

中巻の冒頭部には、神武天皇が、

神倭伊波礼毘古命と其のいろ兄五瀬命との二柱は、高千穂宮に坐して議りて云はく、「何地に坐さば、平けく天の下の政を聞こし看さむ。猶東に行かむと思ふ。」といひて、即ち日向より発ちて、筑紫に幸行ましき。

と筑紫の高千穂宮から出發して、東征を進めながら、難波から熊野そして吉野を回り、故、如此荒ぶる神等を言向け平げ和し、伏はぬ人等を退け撥ひて、畝火の白禰原宮に坐して、天の下を治めき。

と、大和の白禰原宮に都した様子を記している。遠方から出立し、紆余曲折しながら大和入りをする様子が継体紀と類似している。神武記の背後に継体朝の歴史を求める見方さえある。<sup>13)</sup>とはいえ、ここに継体朝の史実を求めようとは思わない。

神武東征説話に続く、同皇后説話にも目を向けてみよう。

(前略)更に大后と為む美人を求めし時に、大久米命の曰ししく、「此間に媛女有り。是、神の御子と謂ふ。其の、神の御子と謂ふ所以は、三島の溝咋が女、名は勢夜陀多良比売、其の容姿麗美しきが故に、美和の大物主神、見感でて、其の美人の大便らむと為し時に、丹塗矢と化りて、其の大便らむと為し溝より流れ下りて、其の美人のほとを突きき。爾くして、其の美人、驚きて、立ち走りいすすきき。乃ち、其の矢を將ち来て、床の辺に置くに、忽ちに麗しき壯夫と成りき。即ち其の美人を娶りて、生みし子の名は、富登多々良伊須々

岐比売命と謂ふ。亦の名は、比売多々良伊須氣余理比売と謂ふ。是は其のほとと云ふ事を悪みて、後に改めし名ぞ。故、是以て神の御を子と謂ふぞ。」とまをしき。

右の記述では、大物主神の娘が太后に迎えられる。『日本書紀』の同箇所をみると、太后の父は「事代主神」と記される。『古事記』が意図的に大物主の娘を迎えている様子がうかがわれる。

大物主神といえは出雲系の神として知られるが、上巻には次のように記される。

是に、大国主神の愁へて告らししく、「吾独にして何にか能く此の国を作ること得む。孰れの神か吾と能く此の国を相作らむ。」とのらしき。是の時に、海を光して依り来る神有り。其の神の言ひしく、「能く我が前を治めば、吾、能く共与に相作り成さむ。若し然らずは、國、成ること難けむ。」といひき。爾くして、大国主神の曰ししく、「然らば、治め奉る状は、奈何に。」といひしに、答へて言ひしく、「吾をば、倭の青垣の東の山の上にいつき奉れ」といひき。此は、御諸山の上に坐す神ぞ。

右に注意したいのは、「海を光して依り来る神」と記された神が、「大物主神」と名乗らない点である。大国主神に「能く我が前を治めば、吾、能く共与に相作り成さむ。若し然らずは、國、成ること難けむ。」と語り、「吾をば倭の青垣の東の山の上にいつき奉れ。」と命じている。その神は「此は御諸山の上に坐す神なり」と結ばれる。神武記に入ってから「御諸山〓三輪山」に坐す神として大物主神との名が明かされてゆく。ここに記された大物主神には「美和」が冠

され、「美和の大物主神」であることが強調されている。

また、中巻の崇神記では、天皇の御夢に「大神」として、

此の天皇の御世に、役病多た起りて、人民尽きむと為き。爾くして、天皇の愁へ歎きて神  
牀に坐しし夜に、大物主大神、御夢に顕れて曰ひしく、「是は、我が御心ぞ。（後略）

のように出現する。大和の主神であればこそ、ここに都する崇神天皇を脅かすほどの力を發揮  
しているであろう。

神武記では、遠方から大和入りした神武天皇が「畝火の白檮原宮」に都する時、もつとも強  
い結びつきを求められたのが大和を治める神であり、それが「美和の大物主神」であった。

もちろん、神武天皇が大物主神の娘を皇后に迎えても、自身は天照大神の系譜に連なる存在  
である。大物主神を直接祭ることはない。崇神記に、

（前略）故、意富多々泥古を以て、我が前を祭らしめば、神の氣、起らず、国も、亦、安ら  
けく平らけくあらむ。」といひき。

とあるように、大物主神の末裔である意富多多泥古にその役目が与えられている。

では、神武皇后の系譜に、母として、或いは美和の大物主神の妻として、勢夜陀多良比売が  
「三島溝咋の女」であると記された意図はどこに見出されるのであろう。

神武記からはしばらく外れるが、神武天皇と同様に、遠方から大和入りした継体天皇の皇后  
を選定する記事に注目してみたい。



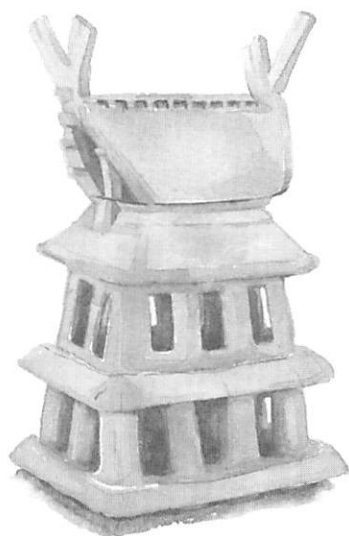
継体紀では大伴金村が、

庚子（十日）に、大伴大連奏請ひて曰さく、「臣、聞らく、前王の世を宰めたまふこと、維城の固に非ずは、以ちて其の乾坤を鎮むること無し。掖庭の親に非ずは、以ちて其の跣蓐を継ぐこと無しとうけたまはる。是の故に、白髮天皇、嗣無くして、臣が祖父大連室屋を遣して、州毎に三種の白髮部を安置きて、三種と言ふは、一には白髮部舍人・二には白髮部供膳、三には白髮部靱負なり。後世の名を留めしめたまへり。嗟夫、愴まざるべけむや。請

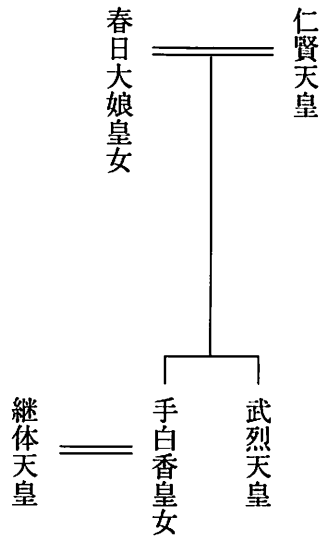
はくは、手白香皇女を立てて、納れて皇后としたまひ、神祇伯等を遣して、神祇を敬び祭り、天皇の息を求めしめ、允に民の望に答へたまはむことを」とまをす天皇曰はく、「可し」とのたまふ。

継体元年（507）二月十日条

と清寧天皇を先例として、皇統を守るために皇子誕生の必要を説いている。ここに勧められた皇后が手白香皇女であった。手白香皇女は、次頁に掲げるように仁賢天皇の娘である。仁賢から武烈へと続く皇統を、手白香皇女と



の婚姻によって、継体天皇が受け継ぐという構想が示されている。



武烈記では、その意図がより端的に、

天皇既に崩りますに、日統を知らずべき王無し。故、品太天皇の五世の孫、袁本杼命を、

近淡海国より上り坐さしめて、手白髮命に合せて、天の下を授け奉りき。

と記された。「品太天皇の五世の孫」であり「近淡海国より上り坐さしめて」と記される継体だが、「手白髮命」との婚姻によって、はじめて「天の下を授け奉りき。」と即位が認められている。「品太天皇の五世の孫」と位置づけられても、遠方からやってきての即位には、なお皇統を受け継ぐことのできる女性を太后に選ぶ必要が強く求められた。

特に『古事記』は、継体天皇の皇后選定が、武烈記に記されていることが注目される。継体



ていた様子を知ることができる。

また神武は、初代天皇というだけではなく、遠方から大和入りをしている点で、継体天皇のよき先例ともなり得る。継体天皇がこうした神武天皇を強く意識することで、磐余が積極的に目指されたと考えることができると、磐余に都した継体天皇が、さらに神武天皇を意識して、イメージを重ね合わせようとすると、神武天皇が三島から皇后を迎え、継体天皇陵が三島に求められてゆくことには、新たな接点が求められてゆく。ここに天皇家と三島との結びつきは神武天皇の皇后選定にはじまり、継体天皇の陵地選定によって深められてゆく構想が準備されることとなる。

『日本書紀』においても、神武皇后名は異なるが、玉櫛媛を「三島溝咋の女」とする点で、その基本的な構想は『古事記』とずれるところがない。

##### 五、おわりに

『記』『紀』が記す継体天皇陵名から、その所在が摂津国の三島に求められてきた。十世紀以後の文献に見出された記事は、八世紀以後の地理認識に揺れていた。残された文献から、三島に継体天皇陵を求め得るのは『記』『紀』が記す陵名に尽きている。

継体天皇と三島との関わりは、歴史学の分野から、大和の勢力に阻まれる継体天皇の姿や、

木津川や淀川水系に勢力基盤を持つ様子が説かれてきた。しかし、継体紀や継体記の文脈からは、その裏付けを見出すことが難しい。本章では、『記』『紀』の構想を問う中に、継体天皇と三島との結びつきを求めた。

特に「樟葉」「筒城」「弟国」への遷都を語らない継体記は、磐余に都を置くことへの強いこだわりをみせている。磐余Ⅱ「伊波礼」を名に持つ神倭伊波礼毘古命、即ち神武天皇は、大和に都を置くために三輪の大物主神の娘を皇后に選んだ。皇后の父は大和を治める大物主神であると同時に、その母には「三島溝咋の女」が迎えられている。ここに天皇家と三島との関わりが初代神武天皇にはじまるという起源が語られていた。

神武天皇と同様に外部から大和入りした継体天皇は、手白香皇女を皇后に迎えることで神武皇統に連なる存在として強化され、「伊波礼」に都すること、初代神武天皇とのイメージが強く重ねられてゆく。その神武天皇が皇后を迎えた三島に陵地を求めることで、両者の結びつきが一層確かなものとなるように説かれている。

『古事記』は、継体天皇が三島に眠る理由を皇統の中で矛盾なく位置づけようとしている。継体天皇が三島に葬られたのは、突然の出来事ではなく、神武天皇以来の皇統に継体天皇が連なる中に構想されていた。

『日本書紀』においても、神武天皇の太后は「三島溝咋の女」とされている点で、同様の構想を見出すことができる。

注

- (1) 森田克之氏「継体大王の陵と筑紫津」『継体大王とその時代』（財団法人枚方市文化財研究調査 改編）和泉書院 二〇〇〇年四月。高槻市教育委員会・高槻市立しろあと歴史館編集・発行 開館一周年記念特別展図録「発掘された埴輪群と今城塚古墳」二〇〇四年三月。
- 『継体天皇の時代 徹底討論 今城塚古墳』高槻市教育委員会編 吉川弘文館 二〇〇八年七月。
- (2) 黒板勝美・国史大系編修会編「延喜式」中篇 吉川弘文館 一九八一年四月。
- (3) 黒板勝美・国史大系編修会編「扶桑略記・帝王編年記」吉川弘文館 一九六五年二月。
- (4) 岡田溪志氏・三田浄久氏編「摂陽群談（下）河内名所鑑（全）」（下）歴史図書社 一九六九年一月。
- (5) 松下見林著・速水常成増補「増補前王廟陵記乾」一七七八年。
- (6) 大野晋編「本居宣長全集」第一二巻 筑摩書房 一九七四年三月。
- (7) 名古屋博物館編集・発行 名古屋博物館資料叢書二「和名類聚抄」一九九二年六月。
- (8) 大森綾希氏と共同執筆「『記』『紀』の継体天皇陵名を読む」『梅花女子大学文化表現学部紀要』第一号 二〇〇四年一二月。
- (9) 拙稿「継体天と三島―『記』『紀』構想論の一環として―」『菅野雅雄博士喜寿記念記紀・風土記論究』おうふう 二〇〇九年三月。

(10) 直木孝次郎氏「繼体朝の動乱と神武伝説」『日本古代国家の構造』所収 青木書店  
一九五八年一月。庄司浩氏「神武東征説話の成立―特に繼体欽明朝の政情を基盤と  
して―」『日本歴史』二二四号 一九五八年一〇月。

(11) 水谷千秋氏「繼体天皇と五、六世紀の王統」『繼体天皇と古代の王権』所収 和泉書院  
一九九九年十月。

(12) 菅野雅雄氏「神武皇后説話の形成―多氏伝承と古事記の成立をめぐる―」『菅野雅  
雄著作集』第二卷所収 おうふう二〇〇四年三月。「神武天皇大和入り説話の構想」『古  
事記構想の研究』所収 おうふう一九三三年六月。「繼記の帝紀」『古事記構造の研究』  
所収 おうふう二〇〇〇年五月。

(13) 前掲(10)に同じ。

## 第二章 大織冠神社の藤原鎌足

### 一、はじめに

大阪府茨木市には大織冠神社があり、藤原鎌足が奉祭されている。江戸時代までは鎌足の古廟と信じられていた。ただし、古廟とされていた古墳は六世紀頃のものであり、鎌足とは年代に差異が認められている。変わって高槻市へとまたがる阿武山から発見された古墳が、墓所ではないかと議論を呼んだ。

ここでは史実への追究とは別に、残された文献にみえる鎌足の死と葬送、そして墓所に関する記述の在り方について述べておく。

### 二、視点の移動

はじめに、『日本書紀』が記す藤原鎌足の死に目を向けておく。天智八年(669)十月条には、病床に伏してから没すまでが、次のように記されている。

冬十月の丙午の朔にして乙卯(十日)に、天皇、藤原内大臣の家に幸して、親ら所患を問ひたまふ。而して憂へ悴けたること極めて甚し。乃ち詔して曰はく、「天道輔仁、何ぞ乃



ち虚説ならむ。積善余慶、猶し是微無からむや。若し須るむ所有らば、便ち以聞ゆべし」とのたまふ。対へて曰さく、「臣、既に不敏し。復何をか言さむ。但し其の葬事は、軽易なるを用ゐむ。生きては軍国に務無し。死りては何ぞ敢へて重ねて難さむ」と云々まをす。時賢聞きて歎めて曰はく、「此の一言、窃に往哲の善言に比へむ。大樹將軍の賞を辭びしと、詎か年を同じくして語るべけむや」といふ。庚申（十五日）に、天皇、東宮大皇弟を藤原内大臣の家に遣して、大織冠と大臣の位とを授く。仍りて姓を賜ひて、藤原氏とす。此より以後、通して藤原内大臣と曰ふ。辛酉（十六日）に、藤原内大臣薨りぬ。日本世記に曰く、「内大臣、春秋五十にして、私第に薨す。遷して山南に殯す。天何ぞ淑からずして、愍に香を遣さざる。嗚呼哀しきかも。碑に曰へらく、「春秋五十有六にして薨す」といへり」といふ。甲子（十九日）に、天皇、藤原内大臣の家に幸す。大錦上蘇我赤兄臣に命して、恩詔を奉宣らしめ、仍りて金香鍬を賜ふ。

天智天皇が病に臥した鎌足の屋敷を訪れ何か望みはないかと尋ねたところ、鎌足は簡素に葬儀をすませることを願ひ出ている。その言葉を聞いた賢人の讃辭を記しながら、生前の鎌足を讃えている。

死については、わずかに「辛酉に、藤原内大臣薨りぬ。」と記すに留まる。補足として「日本世記」が引用され、享年が五十歳で山内に移して殯をしたとある。ただし享年は、碑文に五十六歳とも記されており、揺れをみせている。

『日本書紀』が引用する「日本世記」には、山内に移して殯をしたと記されていた内容が、『藤氏家伝』には次のように記されている。

粵に、庚午年閏九月六日を以て、山階の舎に火葬す。王公卿士に勅して、悉く葬る所に会はしめき。大錦下紀大人臣に送終の辞を告らしめ、贈賻の礼を致さしめき。時に、空中に雲有り、形紫の蓋の如くありき。糸竹の音、其の上に聴えき。大衆聞き見て、歎くこと曾て有らざりき。

「山階」は、病床にあつた鎌足の平癒を願う鏡女王が、

天命開別天皇の位に即きたまひて二年歳己巳に次るとしの冬十月に、内大臣の枕席安からず。嫡室鏡女王の請ひて曰はく「敬みて伽藍を造り尊像を安置しまをさむ」といへり。大臣許さず。再び三たび請へり。乃ち許したり。茲に因り、基を山階に開き、始めて寶殿を構へたり。

とする縁起が想起される。「火葬」は、『統日本紀』の文武四年（700）三月十日条に、

道照和尚物下りぬ。（中略）弟子ら、遣せる教えを奉けて、栗原に火葬せり。天下の火葬此より始まれり。世伝へて云はく、「火葬し畢りて、親族と弟子と相争ひて、和上の骨を取りて斂めんと欲るに、飄風忽ち起りて、灰骨を吹き颯げて、終にその処を知らず。時の人異ぶ」といへり。

の如く、道照和尚にはじまるとの理解が知られている。同書大宝三年（703）十二月十七日に、

持統太上天皇が火葬されたことで普及したとみられている。鎌足が火葬されたとは考え難い。時代に応じて記述の内容が変化してゆく様子が認められる。

「碑」については、

百濟の人、小紫沙吒昭明、才思穎拔にして、文章世に冠とあり。令名伝はらず、賢徳空しく没せむことを傷みて、仍りて碑文を製る。今別卷に在り。

との経緯が紹介されている。

墓所の選定については、『日本三代実録』の天安二年(858)十二月条に、

贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足の多武岑、大和国十市郡に在り。

と、「多武岑」(以下本文中では「多武峰」と記す)が選ばれたと記されている。多武峰に「贈太政大臣」の墓所を置く記事は、『延喜式』の「諸陵寮」にも、

多武峰峯 贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣。在大和国十市郡、兆域東西十二町。南北十二町。無守戸。

とみえる。

ただ、「贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣」に相当する人物を『続日本紀』に求めてみると、天平宝字四年(753)条に、

八月甲子(七日)、勅して曰はく、「子は祖を尊しとす。祖は子亦貴しとす。此れ不易の彝式にして聖主の善行なり。其れ先朝の太政大臣藤原朝臣は、唯に功天下に高きのみならず、是れ復皇家の外戚なり。是を以て先朝正一位太政大臣を贈る。斯れ実に我が令に依りて已

に官位を極むと雖も、周礼に准ふるに猶足らぬこと有り。窃に思ふに、勳績宇宙を蓋へども、朝賞人望に允らず。齊の太公の故事に依りて、追ひて近江国十二郡を以て封して淡海公とすべし。(後略)

とあり、不比等を意味していることが知られている。鎌足を「淡海公」と呼ぶことについては、『大鏡』が、

(前略) 天智天皇の御時、藤原姓たまはりたまひし年ぞ、亡せさせたまひける。内大臣の位にて、二十五年ぞおはしましける。太政大臣になりたまはねど、藤氏の出ではじめのやむごとなきによりて、亡せさせたまへる後の御諡名、淡海公と申しけり」この重木が言ふやう、「大織冠をば、いかでか淡海公と申さむ。大織冠は大臣の位にて二十五年、御年五十六にてなむかくれおはしましける。ぬしののたぶことも、天の川をかき流すやうにはべれど、折々かかる僻事のまじりたる(後略)。」

といった話題をみせており、鎌足伝が不比等の伝記を含み込む余地がある様子をうかがわせている。

山階の舎における葬送と、墓所が多武峰に求められたことは、『扶桑略記』が「已上家伝」として、

九年庚午閏九月六日。大織冠内大臣改葬山城国山階精舎。勅王公卿士。悉会葬所。于時空中有雲。形如紫蓋。絲竹之音聽於其上。大衆聞見。歎未曾有也。大臣性崇三

宝。欽尚四弘。毎年十月。莊嚴法筵。仰維摩之景行。說不二之妙理。亦割取家財。入元興寺。儲置五宗學問之分。由是。賢僧不絕。聖道稍隆。蓋斯之徵哉。大和国十市郡倉橋山多武峯。是其墓所也。已上家伝。<sup>(8)</sup>と結ぶ。

しかし『日本三代実録』には、『藤氏家伝』が伝える「山階の舎に火葬す。」について触れるところがなく、『扶桑略記』が「已上家伝」として記す内容は、逆に『藤氏家伝』に認められない。『帝王編年記』では、『扶桑略記』が記した内容を簡略化して、

九年庚午閏九月六日。大織冠改葬。王公卿士悉以向葬所。于時空中有雲形蓋。絲竹之音聽其上。大衆歎未曾有。大和国十市郡倉橋山多武峰葬之。<sup>(9)</sup>

と記すが、後掲する『多武峰略記』が引用する「扶桑集」は、「天智天皇九年庚午閏九月六日、大織冠の廟を多武岑に移す」と記すだけで、山階の舎における葬送に触れようとしなない。そればかりか、鎌足の初葬地を「撰津国嶋下郡阿威山」に見出している。

このように見てくると、『日本書紀』が鎌足の生前を詳述するのに対して、以後の文献は死後、それも墓所の選定にこだわりを強くしてゆくことが注目される。鎌足がどこに葬られているのが、大きな問題になってゆく。葬送や墓所を巡る議論には七世紀の史実を求めるより、以後の享受史を検討すべきように思われる。<sup>(10)</sup>

### 三、注目される初葬地

鎌足の葬送や墓所選定の記事については、七世紀の史実より以後のできごとが影響を与えている可能性を述べた。ここでは多武峰に葬られた鎌足について『多武峰縁起』や『多武峰略記』等の内容に目を向けておく。簡便に記されているという点で、以下に『多武峰略記』上巻の記事を掲出しておく。

荷西記に云はく、定慧和尚、天智天皇天下を治めたまふ丁卯に、生年二十三にて入唐し、天武天皇天下を治めたまふ戊寅に帰朝す。右大臣に謁え<sup>不比等なり</sup>、問ひて言はく、大織冠の御墓所は何の地なる哉。答へて曰く、撰津国嶋下郡阿威山なり、爰に和尚平生の契約有りと称して、廿五人を引率し阿威山の墓所に参り、遺骸を掘り取り、手自ら首に懸け、即ち涙を落として言はく、吾天万豊日天皇の太子なり、宿世の契りにて陶家の子と為ると。役人土を荷ひ、共に談岑に登る、遺骸を十三塔の底に安ずと<sup>云々</sup>、日本紀に云はく、天武天皇即位七年戊寅、定慧和尚大織冠の墓所を改め、倉橋山多武岑の十三塔の底に移すと<sup>云々</sup>、或記に云はく、和尚天智天皇天下を治めたまふ丁卯に入唐す、年廿三なり、天武天皇第七年戊寅に帰朝し、当寺を創ると<sup>云々</sup>、扶桑集に云はく、天智天皇九年庚午閏九月六日、大織冠の廟を多武岑に移すと<sup>云々</sup>。

「荷西記」によると、定慧和尚が唐から帰国して父鎌足の墓所の所在を尋ねることにはじまる。

『多武峰縁起』では、弟であり右大臣の不比等に尋ねたと記している。注意したいのは、その答えに「摂津国嶋下郡阿威山なり」と記されていることである。同様の内容は、『元亨釈書』巻第九感進一条にも、

調露元年。百済の使を伴ひて至る。白鳳七年九月なり。慧唐に在るに大織冠已に薨る。慧弟丞相不比等に問ひて曰く。先墳は何處やと。對へて曰く。摂津の阿威山なりと。慧曰く。先公昔潜かに語りて曰く。和州談岑は靈勝の区なり。大唐の五臺を下らず。我若し彼を墓とせば子孫益盛なりと。我臺山に在るや。夢に我身談岑に居り。先公告げて曰く。吾已に天に生まる。汝此の地に於て。寺塔を営み佛乘を修せ。吾も亦此に降りて後昆を擁護せん。時に己巳の歳十月十六夜の二更なりと。丞相聞き已り涕泣して曰く。先君の薨るは、實に某年月日なり。師の夢徒らならざるなりと。慧徒屬と共に阿威山に上り、遺骸を取りて談岑に改葬す。上に就きて十三層の塔を構ふ。其の材。慧唐に在る時。皆悉く辨備し歸るに及びて材を舶に載するに、舶窄くして一層を餘す。其の塔清涼山の寶智院の塔を模すなり。既にして營建す。只十二層なり。慧一層の唐に留まりて造式全からざるを怨む。一夕奔雷飛電し、風雨山を震はす。黎明に天晴る。遺餘の塔材、宛然として飛來し、又羸缺無し。僕射州民感嘆せざるは莫し。又文殊師利の像を刻み、塔中に安ず。慧和銅七年に化す。<sup>12</sup>

とみえる。

「摂津国嶋下郡阿威山」が初葬地に求められた理由は、『日本書紀』の皇極天皇三年（644）

正月条に、

三年の春正月の乙亥の朔（二日）に、中臣鎌子連を以て神祇伯に拜す。再三固辭びて就らず。疾を称して退でて三嶋に居り。

と残されているためであろう。鎌足以後も、「阿威山」の周辺に中臣氏の基盤が存在したことは『新撰姓氏録』等に、

中臣藍連。同じき神の十二世孫、大江臣の後なり。

と確かめることができる。

とはいえ、鎌足の初葬地が『多武峰略記』や『元亨釈書』に見出されはじめるのは、いかにも唐突といえる。

#### 四、摂津国側の主張

『多武峰略記』や『元亨釈書』に見出された「改葬」について、摂津国に初葬地が求められた意図を検証しておく。『摂陽群談』（巻九）塚部の中の「將軍塚」には、次のような記述が残されている。

同郡安威村にあり。大織冠鎌足公の荒墓なり。従是和州多武峰に改葬す。所伝云、時人悲み惜で、棺を奪んと挑み争ひ、終に遺骸を分りて、因て一名胴墓とも云へり。又改葬の地



を以て、動墓とも云へり。今又土俗將軍塚と称す。山は其部に比す。<sup>(13)</sup>

大和の多武峰に改葬する際、人々が悲しんで棺を奪いあつた結果、遺骸を分け、胴を葬つたので胴墓と称し、或いは改葬されたことに因んで、動墓と称する由縁が記されている。

ここに見出されるのは、「改葬」を拒み、摂津国の墓所を守ろうとした摂津国側の主張が述べられている。「改葬」されはしたが、初葬地としての正統性が主張されている。

ただ、ここに多武峰への改葬は記されているが、それ以前の記事は認められない。「多武峰縁起」をはじめ『多武峰略記』や『元亨釈書』に「阿威山」からの改葬が記されたことで、むき出しの古墳を改葬後の「荒墓」と認め、古廟と認定するにあたり、『摂陽群談』にみるような説話が形成されたと理解される。

『多武峰略記』や『元亨釈書』が鎌足の初葬地を「摂津国嶋下郡阿威山なり」と記したことから、摂津国側でもその正当性を主張するために新たな説話がひとつ形成されたと考えられる。

## 五、大織冠神社の鎌足

『多武峰略記』や『元亨釈書』の記す内容が、『摂陽群談』にみるような新たな説話を生み出した。ここでは、その先に求められた大織冠神社について述べておく。

『摂津名所図会』の「大織冠鎌足公荒墳」の項には、次のような記述を見出すことができる。

安威村の西にあり。方三町許り。一堆の丘山なり。これを安威山といふ。嶺に石窟あり。墳前に華表あり。土人將軍塚といふ。これより和洲多武峰に改葬す。諺に日ふ。時の人悲み惜みて棺を奪はんと挑み争ふ。終ひに遺骨を捌けて鬭争を鎮む。故に一名胴墓といふ。又改葬の時此塚鳴動す。これによつて動の塚ともいふとぞ。塚上に名松あり。笠松といふ。墳の上を覆ひ雨露をふせぐゆゑ名に呼ぶ。

右の内容は前掲の『撰陽群談』の内容に近い。嶺に石窟が存在すること等を記す点において詳しい。

記された「諺」では、『撰陽群談』に遺骨を分けて胴を残したことで「胴墓」と呼ばれ、遺骨を移動させたことで「動墓」と伝えられていた内容が、改葬時に「鳴動」して「動の塚」と呼ばれるに至つた経緯を述べている。さらに塚に生えた「笠松」の話題も新たに加えられている。近世期には九条家の使者が通い、墓所が七世紀のものではないとわかるまで信仰を集めた。このように鎌足の墓所が求められた理由を考えておく。改めて記述の冒頭部に、安威村の西に位置する方三町ばかりの丘を「安威山」と記していることに注目したい。「安威山」は、前掲した『多武峰略記』に「撰津国嶋下郡阿威山なり」或いは「阿威山の墓所」と記されていたことが思い起こされる。

ただ、安威山は『撰陽群談』にも『撰津名所図会』にも、土地に住む者から「將軍塚」と呼び習わされている。

『多武峰略記』や『元亨釈書』が伝える「阿威山」と、『撰津名所図会』が伝える「安威山」とを読み比べてみると、「將軍塚」が安威村に存在することから「安威山」と位置づけられてゆく経緯が見て取れる。「阿威山」を、撰津国の阿威に存在する山と解して、「將軍塚」が「安威山」と捉えられた。

『撰津名所図会』では、安威川が大織冠神社の西側を流れているのも注目される。現在の安威川は、大織冠神社の東側を流れている。川の東に位置しているのは阿武山となる。それは直ちに、絵の内容が誤っているか否かを話題にするのではなく、安威川を中心に安威山を記す姿勢が、山への認識を反映していることに注意したい。

つまり、「阿威山」は、固有名詞ではなく普通名詞と捉えられることで、安威川を中心とする周辺のどの山でも安威山と呼び得ることが可能になる。その中で、近世期の安威の範囲が、將軍塚を鎌足古廟と想定させたと考えられている。それは後に阿武山古墳の被葬者を鎌足と推定する上でも機能している。

「阿威山」は、普通名詞として複数の山を許容すること



となった。

六、おわりに

藤原鎌足については、『日本書紀』が生前を詳述し功績を讃え、死は簡略に記していたのに対して、『藤氏家伝』が山階の舎に火葬する話を進めていた。『日本三代実録』は、多武峰に墓所を見出していた。山階に火葬されたと記す話題と、多武峰に墓所を求めた話題は、文献を異にしており、『扶桑略記』や『帝王編年記』がひとつに結んでゆく。その中で、山階での「火葬」は「改葬」へと表現が改められていった。『多武峰縁起』や『多武峰略記』、或いは『元亨釈書』に至ると、「改葬」は、摂津国からであったとされてゆくことで、『摂陽群談』や『摂津名所図会』には、改葬に抵抗する側の主張として新たな説話が創出されていた。

摂津国の嶋下郡にあるという「阿威山」は、固有名詞ではなく普通名詞として、安威川の背後に見出される山を広く捉え、安威村の將軍塚に大織冠神社を奉祭し、また阿武山古墳の被葬者に鎌足を見出す大きな原動力として機能していたことを述べた。

注

- (1) 大阪府教育委員会文化財保護課編・大阪府文化財調査速報「節・香・仙」第25号。
- (2) 天坊幸彦氏『上代浪華の歴史地理的研究』。本章は、一九二〇年四月二九日付の『大阪朝日新聞』が阿武山古墳を紹介する記事によっている。
- (3) 沖森卓也氏・佐藤信氏・矢島泉氏著『藤氏家伝鎌足・貞慧・武智麻呂伝注釈と研究』吉川弘文館一九九九年五月。
- (4) 埴保己一氏編『群書類従』第二四輯続群書類従完成会一九八七年七月(訂正三版)。
- (5) 武田祐吉氏・佐藤謙三氏訳『訓読日本三代実録』臨川書店一九八六年四月。
- (6) 喜田貞吉氏「藤原鎌足及不比等墓所考」『歴史地理』第二六巻第五号一九一五年一月。喜田氏はこのほかにも「藤原鎌足及不比等墓所考の追考」上『歴史地理』第二七巻第二号(一九一六年二月)と同第三号(一九一六年三月)を著わし、史実として鎌足の墓所を繰り返し探求された。本論は、残された記述を説話文学と捉え、その在り方を検討することに重きを置いている。
- (7) 橘健二・加藤静子氏校注・訳新編日本古典文学全集『大鏡』小学館一九九六年六月。
- (8) 黑板勝美・国史大系編修会編『扶桑略記・帝王編年記』吉川弘文館一九六五年一二月。
- (9) 前掲(8)に同じ。

(10) 宮井義雄氏(「藤原氏の祖廟と平安仏教」『日本仏教』一九六三年一〇月)は、多武峰の妙楽寺が、平安時代に延暦寺の末寺となったことで、興福寺との反目が生まれて、多武峰側が興福寺に対抗して、阿威山初葬説を造作したと述べられた。

(11) 坂元正典氏・佐伯秀夫氏校注『神道大系 神社編 五大和国』神道大系編纂会 一九八七年三月。本書では、旧稿(「記」「紀」の継体天皇陵名を読む)「梅花女子大学文化表現学部紀要」第一号二〇〇四年二月)において、大森綾希氏が三木雅博氏の指導を受けて訓読した文を使用している。

(12) 黒板勝美・国史大系編修会編『日本高僧伝要文抄・元亨釈書』第三一巻 吉川弘文館 一九六五年六月。訓読は、前掲(11)に同じ。

(13) 岡田溪志氏・三田浄久氏編『摂陽群談(下)河内名所鑑(全)』(下)歴史図書社 一九六九年一月。

(14) 原田幹校訂『摂津名所図会』上巻 大日本名所図会刊行会 一九一九年二月。

### 第三章 墓誌を残す石川年足

#### 一、はじめに

大阪府高槻市真上町から墓誌が発見された石川年足は、古代律令国家の高級官人であっただけでなく、『万葉集』巻十九に収められた「二十五日、新嘗会の肆宴にして詔に応ふる歌六首」(19・四二七三〜四二七八)の中に作歌を残す人物でもある。

本章では、当該墓誌とその内容作成に使用されたと思われる薨伝の在り方を確かめておく。合わせて『万葉集』に残された作歌についても考えを述べ、葬送の使者に選ばれた大伴家持との関係にまで言及しておく。

#### 二、墓誌と薨伝の意図

武内宿祢命子宗我石川宿祢命十世孫従三位行左大／弁石川石足朝臣長子御史大夫正三位兼行神祇伯年／足朝臣当平成宮御宇天皇之世天平宝字六年歳次壬／寅九月丙子朔乙巳春秋七十有五薨于京宅以十二月／乙巳朔壬申葬于撰津国嶋上郡白髮郷酒垂山墓礼也／儀形百代冠盖千年夜臺荒寂松柏含煙嗚呼哀哉。<sup>1)</sup>

はじめに、当該碑文を一覧しながら、その内容作成に参照されたと思われる薨伝の在り方と、歴史学が捉えてきた古代律令国家を生きた年足との関わりを確かめておく。

冒頭部の「武内宿祢命子宗我石川宿祢命」は、『古事記』の孝元天皇条に次のような記事が残されている。

(前略) 其の兄大毘古命の子、建沼河別命は、(安倍臣等が祖ぞ)。次に、比古伊那許士別命(此は、膳臣が祖ぞ)。比古布都押之信命、尾張連等が祖、竟富那毘が妹、葛城之高千那毘売を娶りて、生みし子は、味師内宿祢(此は、山代の内臣が祖ぞ)。又、木国造が祖、宇豆比古が妹、山下影日売を娶りて、生みし子は、建内宿祢。此の建内宿祢の子は、并せて九たりぞ(男は七たり、女は二たり)。波多八代宿祢は、(波多臣・林臣・波美臣・星川臣・淡海臣・長谷部之君が祖ぞ)。次に、許勢小柄宿祢は、(許勢臣・雀部臣・輕部臣が祖ぞ)。次に、蘇賀石河宿祢は、(蘇我臣・川辺臣・田中臣・高向臣・小治田臣・桜井臣・岸田臣等が祖ぞ)。(後略)

傍線部に留意すると、孝元天皇の子である比古布都押之信命が、木国造の祖である宇豆比古の妹、山下影日売と結婚して産んだ子が建内宿祢であり、九人の子供がいたとある。墓誌では、年足がそのうちの一人であった蘇賀石河宿祢の十世孫に位置づけられている。

蘇我氏から石川氏への改姓は、『日本書紀』の天武天皇即位前記に、

四年の冬十月の庚申(十七日)に、天皇、臥病したまひて、痛みたまふこと甚し。是に、蘇賀臣安摩侶を遣して、東宮を召して大殿に引入れまつる。時に安摩侶、素より東宮の好し



たまふ所なり。密に東宮を顧みたまつりて曰さく、「有意ひて言へ」とまをす。東宮、茲に、陰謀有らむことを疑ひて慎みたまふ。(後略)

と、年足の祖父に当たる安麻呂までが蘇我氏を名乗っていることを確かめることができる。大化の改新や壬申の乱を経て力を弱めた蘇我氏が、天武十年(681)頃に続く賜姓氏や氏上の選定、律令の編纂や帝紀及び上古の諸事の記定等を契機に、石川臣への改姓を行ったとみられている。<sup>(3)</sup>

続く「従三位行左大弁石川石足朝臣」は、『統日本紀』の天平元年(729)八月条に石足の薨伝として、

丁卯(九日)、左大弁三位石川朝臣石足薨しぬ。淡海朝の大臣大紫連子の孫、少納言小花下安麻呂が子なり。

との記事がみえる。同様の内容は、『統日本紀』が記す年足の薨伝にも傍線部のように記されている。

九月乙巳(三十日)、御史大夫正三位兼文部卿神祇伯勲十二等石川朝臣年足薨しぬ。時に年七十五。詔して、撰津大夫従四位下佐伯宿祢今毛人、信部大輔従五位上大伴宿祢家持を遣して、弔購せしめたまふ。年足は、後岡本朝の大臣大紫蘇我臣牟羅志が曾孫、平城朝の左大弁従三位石足が長子なり。率性廉勤にして、治体に習ひ、起家して少判事に補せられ、頻に外任を歴。天平七年、従五位下を授けられ、出雲守に任しき。事を視ること数年、百

姓安す。聖武皇帝善したまひて、純卅疋、布六十端、当国の稻三万束を賜ふ。九年、従四位春宮大夫兼左中弁に至り、参議を拜す。勝宝五年、従三位を授けられ、累に遷りて中納言兼文部卿神祇伯に至る。公務の閑には、唯書是を翫ぶ。宝字二年、正三位を授けられ、御史大夫に転る。時に、公卿に勅ありて、各、意見を言はしめたまふ。仍て、便宜を上りて、別式廿卷を作り、各、その政を以て本司に繋く。未だ施行せられずと雖も、頗る抛用ゐること有り。

天平宝字六年（762）九月三十日条  
当該墓誌が、続けて「御史大夫正三位兼行神祇伯年足朝臣」と記す内容も、年足の薨伝には波線部のように認められる。「九月丙子朔乙巳春秋七十有五」と記す内容も点線部のようにある。墓誌の記す内容が年足の薨伝を参照している可能性は高い。

年足の薨伝には、墓誌に記されなかつた内容も残されている。記述によると、年足は初めての任官で少判事を任ぜられたという。以後、地方官を歴任して天平七年（735）四月に従五位下に叙せられ出雲守に任ぜられた。赴任先での善政が、聖武天皇によつて評価されたとの記事が併記されている。

年足が任地での善政を認められた記事を『続日本紀』に探してみると、天平十一年（739）六月条に、

甲申（二十三日）、出雲守従五位下石川朝臣年足に純卅匹、布六十端、正税三万束を賜ふ。善き政を賞むればなり。

とみえる。天平七年から天平十一年までの五年が、薨伝に「数年」の出来事として記されていることになる。

続いて、薨伝に「九年、従四位春宮大夫兼左中弁に至り、参議を拜す。」とみえる記事を『続日本紀』に求めてみると、翌十二年(740)正月に、

庚子(十三日)、天皇、中宮に御しまして、(中略)従五位下石川朝臣年足(中略)従五位上。

と従五位上に昇叙し、天平十五年(743)五月には、

癸卯(五日)、(前略)従五位上(中略)石川朝臣年足(後略)正五位下。

へと進んでいる。天平十八年(746)に入るとその動きは目覚ましく、

① 夏四月己酉、(中略)正五位下石川朝臣年足を陸奥守。

② 癸卯(二十二日)(中略)正五位下石川朝臣年足に正五位上。

③ (九月)己巳(二十日)(中略)正五位上石川朝臣年足を春宮員外亮。

④ 十一月壬午(五日)、春宮員外亮正五位上石川朝臣年足を兼左中弁とす。

のような経緯で左中弁についている。翌天平十九年(747)には、

(正月)丙申(二十日)、南苑に御しまして、五位已上を宴したまふ。諸司の主典已上に酒肴を

賜ふ。正四位上智努王に従三位を授く。(中略)正五位上石川朝臣年足(中略)に並に従四位下。

(三月)丙戌(十一日)、従四位下石川朝臣年足を春宮大夫とす。

と従四位下に至る。当該薨伝の記す「至り」は、天平九年(737)から天平十九年(747)ま

での十一年間を含んでいる。参議にいつから任ぜられたのかは記されていないが、天平勝宝元年(749)の十一月条に、

甲寅(二十四日)、参議従四位上石川朝臣年足、侍従五位下藤原朝臣魚名らを遣して迎神使とす。路次の諸国、兵士一百人以上を差し発して、前後を駈除せしむ。また歴る国、殺生を禁断す。その従人の供給には、酒・宍を用ゐず。道路は清め掃き、汚穢せしめず。とある。ここまですを数え、ると二十二年間の出来事が「天平九年」のもとに記されている。

続く「勝宝五年。従三位を授けられ、累に遷りて中納言兼文部卿神祇伯に至る。」は、『続日本紀』の同年(753)九月条に、

乙丑(二十八日)、従四位上石川朝臣年足に従三位を授け、大宰帥とす。

とあり、従三位を受けてから、天平宝字元年(757)八月四日に、

(中略)従三位石川朝臣年足を中納言とす。兵部卿・神祇伯は故の如し。と中納言になるまでの五年間を含む。

天平七年(735)から十一年(739)と天平勝宝五年(753)から天平宝字元年(757)までは、各五年間をひとまとめに記しているのに対し、天平九年(737)以後は天平勝宝元年(749)までの二十二年間をまとめ記している。その姿勢には、薨伝が年足の昇叙を順風満帆なものとして表そうとした、記述者の意図を感じないではいられない。特に出雲守在任中の功績は、天平十一年(739)の出来事でありながら、まとめられた二十年の歳月が天平九年(737)にはじまる。

また薨伝は、出雲守在任中の善政を讃えるほかに、年足の在り方を「公務の閑には、唯書を翫ぶ。」と強調している。「宝字二年、正三位を授けられ、御史大夫に転る。」以下の記事も、天平宝字三年（759）六月二十二日条の、

是の日、百官と師位の僧らと、去ぬる五月九日の勅を奉けたまはりて、各封事を上りて、得失を述ぶ。正三位中納言兼文部卿神祇伯勲十二等石川朝臣年足奏して曰さく、「臣聞かく、「官を治むる本は、要ず律令に拠り、政を為す宗は、格式に須つ」と。方今、科条の禁、篇簡に著すと雖も、別式の文、未だ制作有らず。伏して乞はくは、別式を作りて律令と並び行はむことを」とまうす。

との記事を含み込みながら、年足が勅命に従って意見書を提出し「別式廿卷」を編んだことが特記されている。その善政を讃え、いかに勤勉で意欲的であったかを記すことに工夫を凝らしている様子がうかがわれる。

歴史学の分野では、藤原仲麻呂との関係が重視されてきた。<sup>4</sup>『続日本紀』を見ると、天平勝宝元年（749）八月に、

辛未（十日）、従五位下大原真人麻呂・石川朝臣豊人を並に少納言とす。従五位下大伴宿称古麻呂を左少弁。大納言正三位藤原朝臣仲麻呂を兼紫微令。参議正四位下大伴宿称兄麻呂、式部卿従四位上石川朝臣年足を並に兼大弼。

と、藤原仲麻呂が兼紫微令に任ぜられる下で、年足が紫微大弼に選ばれている。天平宝字二年

(758) 八月二十五日には、

是の日、大保従二位兼中衛大将藤原惠美朝臣押勝、正三位中納言兼式部卿神祇伯石川朝臣年足、参議従三位出雲守文室真人智努、参議従三位紫微大弼兼兵部卿侍従下総守巨勢朝臣開磨、参議紫散大弼正四位下兼左大弁紀朝臣飯磨、参議正四位下中務卿藤原朝臣真楯ら、勅を奉けたまはりて官号を改め易ふ。

と、従二位兼中衛大将藤原惠美朝臣押勝との官号を与えられた藤原仲麻呂に続いて、正三位が与えられた。

天平宝字四年(760)正月四日になると、藤原仲麻呂が従一位となり、太政大臣を唐風に官号改易した大師に昇任し、それにもなつて年足も、

また、(中略)中納言正三位石川朝臣年足を御史大夫とす。  
とある。

このほかにも年足は、平宝字五年(761)十月十一日の記事で、

また大師に稲一百万束を賜ふ。三品船親王・池田親王に各十万束、正三位石川朝臣年足・文室真人浄三に各四万束、二品井上内親王に十万束。(中略)都を保良に遷すを以てなり。

と、藤原仲麻呂が稲百万束を与えられるのに続いて稲四万束を得ている。仲麻呂の政治にとつて、年足がなくてはならない一人であった様子を知ることができる。

しかし、見てきた年足の薨伝はこうした内容にほとんど触れてはいない。天平宝字四年

(760)に任ぜられた「御史大夫」のみを記すに留まる。藤原仲麻呂の信頼が厚かった様子を記そうとしないのは、薨伝が生々しい古代律令社会を映す鏡としての役割を持たないためであろう。政争とは関わりなく、古代律令官人として順風満帆な昇叙を重ね、政務に誠実かつ意欲的に取り組んだ年足の功績のみが効果的に記されている。

当該墓誌が、こうした薨伝を参考にしながら記されていることは重視しておくべきであろう。

墓誌は年足の家系を蘇我牟羅志からではなく、さらに原初に遡り「建内宿祢」から語りはじめ。また、年足の地位については最高位として「御史大夫正三位兼行神祇伯」のみを表し没年を記している。薨伝は年足の生前の活躍を記すことに工夫を凝らしていたが、墓誌はむしろ薨伝が記さなかった死後を「乙巳朔壬申葬于撰津国嶋上郡白髮郷酒垂山墓礼也」と明らかにすることを目的としている。その上で、死してなお痛むべき存在であったことを「儀形百代冠盖千年夜臺荒寂松柏含煙嗚呼哀哉」のように記し留めたと理解される。

年足の薨伝と碑文は、いずれも生々しい史実そのものを反映するより、生前の功績を効果的に讃え、また葬送とともに哀惜の情を記し留めることを本意としている。

### 三、年足と大伴家持

当該墓誌は、前掲薨伝とともに生々しい政治世界とは一線を画して、年足が古代律令官人と

して順風満帆な昇叙のもとに、勤勉でかつ誠実に力を尽くした様子を讃え、葬られた後まで惜しまれていたことを述べた。

ここでは年足の葬送時に関わつて、前掲薨伝の次の記事に目を向けておく。

詔して、摂津大夫従四位下佐伯宿祢今毛人、信部大輔従五位上大伴宿祢家持を遣して、弔購せしめたまふ。

年足が摂津国に葬られたことを鑑みると、摂津大夫であつた佐伯今毛人が選ばれた理由はあの程度理解することができる。では、大伴家持との関わりはどのように見出すことができるのであろう。ここでは、『万葉集』の巻十九に収められた次の一群の在り方に留意したい。

(天平勝宝四年(752)十一月)二十五日、新嘗会の肆宴にして詔に応ふる歌六首

天地と相栄えむと大宮を仕へ奉れば貴く嬉しき

(19・四二七三)

右の一首、大納言巨勢朝臣

天にはも五百つ網延ふ万代に国知らさむと五百つ網延ふ 古歌に似たれども未だ詳らかならず

右の一首、式部卿石川年足朝臣

(19・四二七四)

天地と久しきまでに万代に仕へ奉らむ黒酒白酒を

(19・四二七五)

右の一首、従三位文室智努真人

島山に照れる橘うずに刺し仕へ奉るは卿大夫たち

(19・四二七六)

右の一首、右大弁藤原八束朝臣



袖垂れていざ我が園にうぐひすの木伝ひ散らす梅の花見に

(19・四二七七)

右の一首、大和国守藤原永手朝臣

あしひきの山下日影かづらける上にや更に梅をしのはむ

(19・四二七八)

右の一首、少納言大伴宿祢家持

題詞によると新嘗会の肆宴の席で詔に应じて詠まれた歌とある。

一群はまず、大納言巨勢朝臣が、天地とともに繁榮することを願つて大宮を建て、新嘗会に奉仕することを貴く嬉しいことと寿いでいる。

次いで年足は、新嘗会のために建てられた大宮の裝飾を「五百つ網延ふ」と詠み込んでゆく。ただし歌に表された「五百つ網」は、一首目の「天地」に应えて「天」の裝飾として詠まれている。天いっばいに張り巡らされた「五百つ網」が、古から今に続くように、それは未来までも国が榮え続けるようにとの願いを込めて「五百つ網延ふ」と繰り返された。年足は新嘗会そのものを詠むのではなく、歌世界の中に神話的な広がりを用意したモチーフとしての「新嘗会」を詠出してゆく。

続く文室智努は、巨勢朝臣が詠んだ「天地と相榮えむ」に应えて「天地と久しきまでに」と歌い起こす。第三句の「万代に仕へ奉らむ」も一首目の「大宮を仕へ奉れば」に应じてはいるが、「大宮」を表現しないで「万代に」という時間を選び取っている。これは二首目に年足が「万代に国知らさむと五百つ網延ふ」と表した「万代に」に应じてのことであつた。結句に詠み込

まれた「黒酒白酒」は、『延喜式』卷四十「造酒司」にみえる「新嘗会白黒二酒料」を指してはいるが、年足の歌表現に続くことで、新嘗会に捧げられたそれではなく、年足が歌世界で天いつぱいに張り巡らした「五百つ綱」のもとに催される「新嘗会」に、「黒酒白酒を」と奉る趣向を働かせている。

このようにみてみると催された宴は、必ずしも新嘗会そのものを歌にすることを意図してはいない。新嘗会をモチーフとしながら歌を詠むことが詔されたのであろう。巨勢朝臣が新嘗会のために建てられた大宮を寿ぐと、年足が新嘗会に神話性を備え、智努もこれに応じて「黒酒白酒を」と捧げてゆく。このように理解すると、続く三首の在り方も理解しやすくなる。

藤原八束が話題にした「橘」も、『続日本紀』天平八年(736)十一月十一日条に、

和銅元年(708)十一月廿一日、国を挙げて大嘗に供奉る。廿五日、御宴あり。天皇、忠誠の至りを誉めて坏に浮べる橘を賜ひき。

とあり、新嘗会に関わるモチーフとみられる。島山に飾られた橘を頭に刺して「仕へ奉るは卿大夫たち」と詠じているのは、新嘗会に参加した者たちを意図するというより、今ここで歌世界に新嘗会をモチーフとして楽しむ者たちを指すと理解される。

藤原永手が話題とする「梅」も、『代匠記』が『江家次第』の新嘗会装束条を引用しながら、此哥、新嘗会には時になはぬやうに聞ゆれと、次下の家持の哥にも梅をしたのはんとよめるは、此日の興に梅柳を植らるればなり。

と記すようなモチーフであることが知られている。歌世界に表現された新嘗会であればこそ、宴が進むにつれて梅の花見へと装いを変えてゆく。

大伴家持も『代匠記』がいうように永手の歌に応えて、新嘗会の参列者が冠につける飾りに梅を加えて歌い終えている。「新嘗会」をモチーフとした歌を詠む和やかな宴席が映し出されている。

藤原氏と大伴氏の対立を強く捉える歴史学においては、石川年足と大伴家持が同席して歌を残している様子は、違和感を残すようだが、『万葉集』がいわゆる《歴史書》ではなく、あくまでも《編まれた歌集》であることに留意すれば、それは大きな問題にはならない。特にみてきた一群は、「家持歌卷」と呼ぶべき巻十九に収められている。家持の歌によつて閉じられているところを見ると、六首を記し留めたのは家持であり、巻十九に収めたのも家持と考えられる。家持の関心の所在が問われてくる。

前掲歌群（19・四二七三〜四二七八）に戻ると、年足の作歌には「古歌に似たれども未だ詳らかならず」との注がついている。家持が記したと思われ、年足が古歌を転用した可能性に興味を抱いている。家持が目を向けたのは、年足の政治ではなく、新嘗会を神話的な世界へと展開した彼の作歌であった。

#### 石川卿の歌一首

慰めて今夜は寝なむ明日よりは恋ひかも行かむこゆ別れなば

（9・一七二八）

或いは、右の歌も年足の作かといわれるが確証はない。四二七四番歌のみから年足の人柄を推しはかるのは難しいが、作歌が新嘗会という儀礼をモチーフとし、その中で古歌を利用した形跡をみせる姿には、藤原仲麻呂の影を見出すより、薨伝に「公務の閑には、唯書是を翫ぶ。」と記されていることの方を想起しやすい。

或いは当該歌群の直前に、

十一月八日に、左大臣橘朝臣の宅に在して肆宴したまふ歌四首

よそのみに見ればありしを今日見ては年に忘れず思ほえむかも

(19・四二六九)

右の一首、太上天皇の御歌

むぐら延ふ賤しきやども大君のまさむと知らば玉敷かましを

(19・四二七〇)

右の一首、左大臣橘卿

松陰の清き浜辺に玉敷かば君来まさむか清き浜辺に

(19・四二七一)

右の一首、右大弁藤原八束朝臣

天地に足らはし照りて我が大君敷きませばかも楽しき小里

(19・四二七二)

右の一首、少納言大伴宿祢家持 未だ奏せず

のように橘諸兄宅での宴歌があり、直後に、

二十七日に、林王の宅にして但馬按察使橘奈良麻呂朝臣に饒する宴の歌三首

能登川の後には逢はむしましくも別ると言へば悲しくもあるか

(19・四二七九)

右の一首、治部卿船王

立ち別れ君がいまさば磯城島の人是我じく斎ひて待たむ

(19・四二八〇)

右の一首、右京少進大伴宿祢黒麻呂

白雪の降り敷く山を越え行かむ君をそもとな息の緒に思ふ

(19・四二八二)

左大臣、尾を換へて云ふ、「息の緒にする」と。然れども猶し喩して曰く、前の如

く誦め、と。

右の一首、少納言大伴宿祢家持

と、その子奈良麻呂と餞別する家持の歌を見つけると、橘家に近い家持の姿を見て取ることが  
できるのかもしれない。

しかし、卷十九は橘諸兄宅の宴歌(四二六九〜四二七二)の前に、

天皇・太后共到大納言藤原家に幸せる日に、もみてる沢蘭一株抜き取り、内侍佐々  
貴山君に持たしめ、大納言藤原卿と陪従の大夫等とに遣し賜ふ御歌一首

命婦誦みて曰く

この里は継ぎて霜や置く夏の野に我が見し草はもみちたりけり

(19・四二六八)

と、孝謙天皇が光明皇后とともに藤原仲麻呂家に行幸した折の歌も併記している。さらにその  
前には、

詔に応へむ為に儲け作る歌一首并せて短歌

あしひきの 八つ峰の上の つがの木の いや継ぎ継ぎに 松が根の 絶ゆることなく  
あをによし 奈良の都に 万代に 国知らさむと やすみしし 我が大君の 神ながら  
思ほしめして 豊の宴 見す今日の日は もののふの 八十伴の緒の 島山に 赤る橘  
うずに刺し 紐解き放けて 千歳壽き 壽きとよもし ゑらゑらに 仕へ奉るを 見る  
が貴さ

(19・四二六六)

### 反歌一首

天皇の御代万代にかくしこそ見し明らかめ立つ年のはに

(19・四二六七)

右の二首、大伴宿祢家持作る。

と家持自身が、孝謙天皇の詔を想定して賀歌を準備している姿もみられる。

神代の時代から天皇に付き従うことを古代律令国家の基本理念として受け止め、これを繰り返し詠み込む家持の歌世界<sup>10)</sup>には、孝謙天皇への反逆心は微塵もない。それは、孝謙天皇の母光明皇后に対しても同様であった。また孝謙天皇を支える藤原仲麻呂を批判する様子も見せてはいない。それが家持の『万葉集』を編む上での基本的な考え方であったといえる。

『万葉集』が生々しい歴史を語る書としてではなく、天皇を中心とする古代律令社会の理念のもと、宮廷社会で詠まれた歌を整理した歌集として編まれていることを見逃すべきではない。

こうしたことを述べた上で、歴史学とは異なる一面を『万葉集』に求めてみると、宴席で新嘗会という儀式儀礼をモチーフとした歌を詠み交わす年足と家持の姿には、興味深い接点を見

出すことができる。

前掲した年足の薨伝は出雲守としての善政を特記していたが、天平十五年（743）五月五日の叙位にあたって出された詔では、

（前略）今日詔りたまふ大命のごと君臣祖子の理を忘ることなく、継ぎ坐さむ天皇が御世御世に明き浄き心を以て祖の名を戴き持ちて、天地と共に長く遠く仕へ奉れとして、冠位上賜ひ治め賜ふと勅りたまふ大命を衆聞きたまへと宣る。（後略）

と、変わることにない忠誠が求められている。

また薨伝には記されていないが、翌天平十六年（744）の九月には、

丙威（二十七日）、勅して卅二条を巡察使に頒ちたまふ。事は別勅に具なり。因て勅して曰はく、「凡そ頃聞かく、諸の国郡の官人ら法令を行はずして、空しく巻中に置けり。憲章を毘ること無く、擅に利潤を求む。公民歳ごとに弊え、私門日に増す」と聞く。（後略）

と、地方官人たちの乱れが指摘されるのに先立って、年足が、

九月甲戌（十五日）、巡察使を畿内・七道に遣す、（中略）正五位下石川朝臣年足を東海道使。のように巡察使の一人に選ばれている。年足の官人としての誠実さは、薨伝の単なる美化表現ではなく、史実の中でも評価されていた様子をうかがい知ることができる。

こうした年足の生き方は、天平感宝元年（749）四月一日に、大伴氏が、（前略）また大伴・佐伯宿祢は、常も云はく、天皇が朝守り仕え奉る、事顧みなき人等にあれば、

汝たちの祖どもの云ひ来らく、「海行かば みづく屍 山行かば 草むす屍、王のへにこそ死なめ、のどには死なじ」と、云ひ来る人等とも聞こし召す。是を以て遠天皇の御世を始めて今朕が御世に当りても、内兵と心の中のこととはなも遣す。故、是を以て子は祖の心成すいし子には在るべし。此の心失はずして明き浄き心を以て仕へ奉れとしてなも、男女並せて一二治め賜ふ。(後略)

と讃えられた詔を受けて、家持が古代律令国家の理想とする理念を、

(前略) 大伴の 遠つ神祖の その名をば 大久米主と 負ひ持ちて 仕へし官 海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なめ 顧みは せじと言立て ますらをの 清きその名を 古よ 今の現に 流さへる 祖の子どもそ 大伴と 佐伯の氏は 人の祖の 立つる言立て 人の子は 祖の名絶たず 大君に まつろふものと 言ひ継げる 言の官そ (後略)

(18・四〇九四)

と歌にしてゆく姿勢とよく通じあっている。家持の場合、こうした理念のもとに歌を集め『万葉集』を編んでいた。<sup>11)</sup>

こうした二人の交際をさらに追うと、『続日本紀』の天平宝字元年(757)六月十六日条には、(前略)従三位石川朝臣年足を兵部卿。神祇伯は故の如し。従五位上大伴宿祢家持を大輔。

と、ともに兵部省で働く姿を見出すことができる。家持にとつての兵部省勤めは、氏族伝統を意識する上で特別な役割を果たしていることが防人歌の蒐集に見出される。<sup>12)</sup> そんな兵部省の長



官に着任した年足は、家持に模範とすべき官人として慕われたと考えることができる。

年足が薨じた際、弔問に訪れる使者の一人に家持が選ばれてゆくのも、こうした親交が重ねられた結果であったといえよう。

#### 四、おわりに

歴史学的に、石川年足は藤原仲麻呂の信頼が厚く、光明皇后や孝謙天皇寄りの側面を見せている。

しかし、高槻市で発見された墓誌やその内容として参考にされた薨伝は、生々しい歴史をそのまま語ることを良しとしない。伝統氏族として名高い蘇我氏の流れを汲み、生前の年足を順風満帆に昇叙した、勤勉な古代律令官人として讃え、死後も手厚く埋葬し惜しまれゆく姿を記し留めていた。

『万葉集』に見出された作歌から求められる年足もまた、生々しい政治の世界からは一線を外して、自身の学んだ古歌を駆使しながら、儀式儀礼の場にふさわしい歌を披露していた。その生き方は、古代律令国家を支える理念理想を繰り返し歌にし続けた家持の共感を得るところとなつてゆく。その趣味趣向の合うところで二人は親交を深めていった。それは周囲も許容するところであったが故に、年足が薨じた際も、摂津大夫であった佐伯今毛人とともに、家持が

甲間の使者として選ばれたことを述べた次第である。

注

(1) 上代文献を読む会編『古京遺文注釈』桜楓社 一九八九年二月。ただし表記は、本文の使用する漢字に合わせて次のように改めている。

辨↓弁 寶↓宝 國↓国 當↓当 攝↓摂

(2) 『日本書紀』は孝元天皇七年二月二日条に、「(前略)妃伊香色謎命、彦太忍信命を生む。(中略)彦太忍信命は、是武内宿祢が祖父なり。」と記している。

(3) 佐伯有清氏『新撰姓氏録の研究』(考證篇第二)吉川弘文館 一九八一年二月。

(4) 木本好信氏「石川年足と藤原仲麻呂政権」『奈良時代の藤原氏と諸氏族―石川氏と石上氏―』おうふう刊二〇〇四年一月二二―二〇〇二年七月―二〇〇四年二月初出。

(5) 廣岡義隆氏「万葉・新嘗会歌群考」『松田好夫先生追悼論文集 万葉学論攷』続群書類従完成会 一九九〇年四月。

(6) 橘も続いて詠まれる梅も新嘗会で使用されたものであることが、廣岡氏の前掲論文に詳しい。

(7) 久松潜一氏監修『契沖全集』第七卷 岩波書店 一九七四年八月。

(8) 木本好信氏「石川年足と大伴家持・佐伯今毛人―藤原仲麻呂政権崩壊の一要因―」『万葉時代の人びとと政争』おうふう二〇〇八年四月。

(9) 拙著「本論の視点」『万葉集編纂論』おうふう二〇〇七年三月。

(10) 拙著「大伴家持論―文学と氏族伝統―」おうふう一九九七年五月。

(11) 前掲(10)に同じ。拙稿「卷六の構想―活道の岡に集う歌を一例としながら―」『美夫君志』第七九号二〇〇九年一二月。

(12) 「防人関係歌群の『ますらを』意識―防人文学の形成―」前掲(10)書。「防人文学の完成」前掲(9)書。

#### 第四章 「垂水」を詠む歌の訓読

##### 一、はじめに

##### 志賀皇子の権びの御歌一首

石走る垂水の上のさわらびの萌え出づる春になりけるかも

(8・1418)

右の歌に詠まれた「垂水」の候補地として、大阪府吹田市垂水町が知られている。式内社の「垂水神社」には歌碑も建てられている。『万葉集』には「垂水」を詠み込んだ歌が、他にも二首(7・1142、12・3025)残されている。特に、

##### 命幸久吉石流垂水々乎結飲都

(7・1142)

は難訓歌として、テキストによつて読み方が異なる。

本章では一一四二番歌を一例にして、万葉仮名で記された歌の訓読がどのように議論されてきたのかを辿り、合わせて考えているところを述べておく。

##### 二、難訓への諸説

はじめに、上二句の訓読に関わる諸説の整理をしておく。試みられた訓読は、おおよそ次の

八通りに整理することができる。

①命幸 久吉 イノチサチ ヒサシキヨシモ

西本願寺本

②命幸 久吉 ナガラヘテ ヒサシキヨシモ

『童蒙抄』

③命 幸久吉 イノチノ サキクヒサシキ

『万葉考』

④命 幸久在 イノチヲ サキクアラムト

『略解』『古義』

『新考』

⑤命 幸久吉 イノチヲ サキクヨケムト

『新訓』『全釈』『窪田評釈』

『全註釈』『全集』『新全集』

⑥命 幸久吉 イノチヲシ サキクヨケムト

『大系』『注釈』『集成』『釈注』

『新大系』

⑦命幸 久吉 イノチサキク ヒサシクヨケム

『講談社文庫』

⑧命幸 久吉 イノチサキク ヒサシクヨケムト

『全注』

諸写本は、①の西本願寺本が「命幸」の二文字を初句と見なして「イノチサチ」と訓読しているほか、神田本が「イノチカク」、温故堂本が「イノチサテ」と記している。二句は「久吉」の二文字を「ヒサシキヨシモ」と訓読している。

②の『万葉童蒙抄』（『童蒙抄』）は、

命幸 此二字はながらへてとよむべし。いのちのさひはひなれば也。ながらふる義訓。よ

りて義訓に二字合てながらへてとよむ也

久吉 ひさしきよしも、清しもと云詞こもれり<sup>(2)</sup>

と、初句に「ナガラヘテ」との訓みを提示した。ただその根拠は「いのちのさひはひなれば也」と、文字の意味から訓みが推測されており、用字的に訓むことが難しい。二句を「ヒサシキヨシモ」と訓んでいるのは、諸写本と変わらない。

以後、「命幸」の二文字を初句とする考え方はしばらく顧みられなくなるが、近年に入ると⑦の『万葉集全注／原文付』<sup>(3)</sup>（『講談社文庫』）が、「命幸」を「イノチサキク」と訓む。二句を「久吉」の二文字で捉え「ヒサシクヨケム」と訓読した。この訓み方は、⑧の『万葉集全注』巻第七（『全注』）が、初句を、

「幸く」は、無事で、の意の副詞で、「幸くあらむと」と同じ。「ま幸く」（3・二八八、9・一七七九）ともいう。字余りは「キク」の部分で、同一の子音にはさまれた狭母音iが弱まって生じたもの。講談社文庫の読みがよい。

と支持し、二句についても、

未来の平安を祈り予祝することば。「吉けむと」は「吉からむと」に同じ。「吉け」は形容詞「吉し」の未然形。「む」は未来を推量する助動詞。句中にこのムがあるときは字余りになつてもよい（桜井茂治『万葉集のリズム』国学院雑誌昭和四六年九月）<sup>(4)</sup>。

と字余りを許容している。

こうした見方に対し、「命」のみを初句とする考え方がある。③の『万葉考』<sup>5</sup>は、「命」一字を初句と捉えて、「ノ」を補い「イノチノ」という訓み方を示した。二句は「幸久吉」の三字を「サキクヒサシキ」と訓読した。『万葉集略解』<sup>6</sup>（略解）は、「命」に「ノ」ではなく「ヲ」を訓み添えている。二句は「宣長云、吉は在の誤也と言へり」との発言を紹介して、原文を「幸久吉」から「幸久在」に改め「サキクアラムト」と訓読した。『略解』の見方は、『万葉集古義』<sup>7</sup>（古義）や『万葉集新考』<sup>8</sup>（新考）によって支持された。

近代にはいると、『万葉集私注』<sup>9</sup>（私注）は、『万葉考』の「イノチノ サキクヒサシキ」の訓を支持し、「命が幸在で、久しくあつた。」と解して「之が最も単純で直接的な表現となるであらう。」とした。

『新訓万葉集』<sup>10</sup>（新訓）は、初句に「イノチヲ」の訓を選び、二句は「サキクヨケムト」と訓みの可能性を広げた。『万葉集全釈』<sup>11</sup>（全釈）がこれを支持したほか、窪田空穂氏の『万葉集評釈』<sup>12</sup>（窪田評釈）が、

「命を」の「を」は詠嘆。「幸く吉けむと」は、無事で好くあるだらうと思つて。<sup>12</sup>  
と記している。

「吉」を「ヨケム」と訓む可能性については、『万葉集注釈』<sup>13</sup>（注釈）が、

しかしその「よからう」といふ言葉はいかにもまづいと思ふ。のみならず「さきく」といふ言葉は形容詞としての活用は認められず、副詞と認むべきであり、従つて「久し」とか「よし」

とかつゞく例もないのである。そこで「吉」の誤字を考へると宣長の「在」の誤とすればまづ尋常の句となる。「吉」と「在」との誤字例は他にないが、「在」の草体の「ㄱ」が吉の草体「ㄱ」と似たものになる事は十分認められる。まづこの誤字説に従ふべきかと考へる。

と宣長の誤字説を支持したが、諸写本に文字の異動がないため支持されることはなかった。「新訓」の訓みは、以後も『万葉集全註釈』<sup>(14)</sup>（『全註釈』）に継承され、日本古典文学全集『万葉集』<sup>(15)</sup>（『全集』）が、サキクは、無事で、の意。良ケは、形容詞良シの未然形。この幸クと良シとは並立をなしている。

と、『注釈』の疑問に答えるような説明をしている。新編日本古典文学全集『万葉集』<sup>(16)</sup>（『新全集』）も『全集』の訓みを受け継いでいる。

「イノチノ」或いは「イノチヲ」という訓読に対し、新たな可能性を開いたのが日本古典文学大系『万葉集』<sup>(17)</sup>（『大系』）であった。当該歌の頭注には、「一一七九・三七四一の例によってヲシを補つて詠む。」とあり、「イノチヲシ」と訓読する可能性が示された。初句については「注釈」<sup>(18)</sup>が同じ訓み方をしていいる。「大系」は二句を「新訓」と同様に「サキクヨケムト」と訓み、新潮古典文学集成『万葉集』<sup>(19)</sup>（『集成』）や『万葉集釈注』<sup>(20)</sup>（『釈注』）の支持を得ている。

以上、諸注釈を整理してみると、初句を「命幸」と二文字で捉えるか、「命」一文字で読みかかて訓読が大きく分かれている。

近年でも、⑤⑧の訓が入り乱れている点で難訓とされてきた。



### 三、上句の訓みと意味

さて諸説を顧みながら、上二句の訓読と解釈の可能性を考えてみよう。前掲したように初句を「命幸」の二文字で訓むか、「命」の一文字で訓むかで意見が大きく分かれている。

「命幸」から初句を考えてみよう。西本願寺本が記す「幸」を「サチ」と訓む例は万葉集中に認められない。『童蒙抄』の訓みは思いつきに留まる。『講談社文庫』や『全注』のように「幸」を「サキク」と訓む例は他にもある。その中には、

楽浪の志賀の唐崎幸くあれど(雖幸有)大官人の舟待ちかねつ

(1・30)

天地を訴へ乞ひ袴み幸くあらば(幸有者)またかへり見む志賀の唐崎

(13・334)

草枕旅行く君を幸くあれと(佐伎久安礼等)齋瓮据ゑつ我が床の辺に

(17・392)

のように字余り例も認められる。

ただし、右の三例はいずれも動詞の「あり」と結びついており、いわゆる「句中に単独の母音音節を含む」場合の字余り例といえる。『全注』が言及する「同一の子音にはさまれた狭母音 i が弱まって生じたもの」の用例には当たらない。『全注』は「サキク」の「キク」の部分に字余りを認めているが、「幸く」の他の用例(後述)を合わせても当該箇所指摘されるような字余りを見出すことができない。「s a k i k u」の「k i k」のように、同一子音に挟まれた「i」の用例を、万葉集中の初句に求めても、字余りは二四五例中に七例を数える程度に

留まり、当該歌の訓読に適應できる考え方とは思われない。

二句を「久吉」と捉えて、「久」を「ヒサシキ」と訓む場合、集中では七音に次のような使用例がある。

古に ありけむ人の 倭文機の 帯解き交へて 廬屋建て 妻問ひしけむ 勝鹿の 真  
間の手児名が 奥つ城を こことは聞けど 真木の葉や 茂りたるらむ 松が根や 遠  
く久しき(遠久寸) 言のみも 名のみも我は 忘らゆましじ (3・四三二)

娘子らが袖布留山の瑞垣の久しき時ゆ(久時徒) 思ひき我は (4・五〇一)

君に逢はず久しき時ゆ(久時) 織る服の白たへ衣垢付くまでに (10・二〇二八)

娘子らを袖布留山の瑞垣の久しき時ゆ(久時出) 思ひけり我は (11・二四一五)

瑞垣の久しき時ゆ(久時徒) 恋すれば我が帯緩ふ朝夕ごとに (13・三三六二)

離磯に立てるむろの木うたがたも久しき時を(比佐之伎時乎) 過ぎにけるかも (15・三六〇〇)

天地と久しきまでに(久万弓尔) 万代に仕へ奉らむ黒酒白酒を (19・四二七五)

いずれも長い時間の経過を示すが「吉けむ」と讚美する様子は窺われない。「ヒサシク」と訓む例に目を向けても同じことがいえる。

『講談社文庫』は「ヒサシクヨケム」と訓読したのに対し、『全注』は「ヒサシクヨケムト」と「ト」を補った。「命幸久吉」に求められる行為は、その実現に向けて「石流垂水々乎結飲都」と結びつけられていることを鑑みると、「ト」を訓み添えることが求められる。初句だけでなく、

二句にも字余りが生じることとなる。

『全注』に記すように、句中に推量や意思を表す助動詞の「ム」を含むと、字余りを生じる場合はあるにはある。ただそれは、字余りにならないものが大半を占める中で限られた用例といえる。<sup>(23)</sup>

字余りを認める場合、その要因を個別に追究する議論が進められても、限られた用例を一般化して新たな訓読を想定することには無理がある。字余りを許容するところに『講談社文庫』や『全注』が示した訓読の限界が認められる。

次に「命」のみを初句とする訓を考えてみよう。初句を「イノチノ」と詠む可能性を五音句に求めると次の四例が認められる。

我が命の(吾命之) 全けむ限り忘れめやいや日に異には思ひ増すとも (4・五九五)

我が命の(我命之) 長く欲しけく偽りをよくする人を捕ふばかりを (12・二九四三)

君に逢はず久しくなりぬ玉の緒の長き命の(長命之) 惜しけくもなし (12・三〇八二)

(前略) 我が命の(吾命乃) 生けらむ極み 恋ひつつも 我は渡らむ(後略) (13・三二五〇)

「命」は前後に「我が(吾・我)」や「長き(長)」をともない一句を構成している。<sup>(24)</sup>「イノチヲ」

と詠む場合も、五音句での使用は、

我が命を(和我伊能知乎) 長門の島の小松原幾代を経てか神さび渡る (15・三六二二)

と、「我が(和我)」をともなつて構成されている。<sup>(25)</sup>いずれも「命」を一文字で訓む例はなく、

四音で字足らずにもなる。これに對して、『大系』が指摘した「イノチヲシ」は、五音を満たして、次の二例が認められる。

命をし（命乎志）ま幸くもがも名欲山石踏み平しまたまたも来む（9・一七七九）

命をし（伊能知乎之）全くしあらばあり衣のありて後にも逢はざらめやも一に云ふ「ありての後も」

（15・三七四一）

しかも一七七九番歌は、二句に「幸く」の使用が認められる点で当該歌に近い。  
次いで二句の可能性を考えてみよう。

（前略）障みなく 幸くいまして（佐伎久伊麻志呂）はや帰りませ（5・八九四）

（前略）幸くしも（左伎久之毛）あるらむごとく 出で見つつ 待つらむものを（後略）

（15・三六九一）

右のように「幸く」の「く」の表記に「久」字の使用が認められる。当該歌も「幸久」を「サキク」と訓む可能性が考えられる。<sup>26</sup> その使用に留意すると、

相見ずて日長くなりぬこのころはいかに幸くや（奈何好去哉）いふかし我妹（4・六四八）

（前略）幸くしも（左伎久之毛）あるらむごとく 出で見つつ 待つらむものを（後略）

（15・三六九一）

と認められる他は、以下に示す如く動詞が続く。

楽浪の志賀の唐崎幸くあれど（雖幸有）大宮人の舟待ちかねつ（1・三〇）

(前略) 障みなく 幸くいまして (佐伎久伊麻志豆) はや帰りませ (5・八九四)

白崎は幸くあり待て (幸在待) 大舟にま棍しじ貫きまたかへり見む (9・二六八)

春さればまづ三枝の幸くあらば (幸命在) 後にも逢はむな恋ひそ我妹 (10・一八九五)

天の川瀬ごとに幣を奉る心は君を幸く来ませと (幸来座跡) (10・二〇六九)

我が背子は幸くいますと (幸座) 帰り来て我に告げ来む人も来ぬかも (11・二三八四)

(前略) 新たな夜の 幸く通はむ (好去通卒) 事計り 夢に見せこそ (後略) (13・三三二七)

(前略) 楽浪の 志賀の唐崎 幸くあらば (幸有者) またかへり見む (後略) (13・三三四〇)

天地を訴へ乞ひ袴み幸くあらば (幸有者) またかへり見む志賀の唐崎 (13・三三四一)

(前略) 言幸く (言幸) ま幸くませと (真福座跡) 障みなく 幸くいまさば (福座者) (後略) (13・三三三三)

草枕旅行く君を幸くあれと (佐伎久安礼等) 斎瓮据ゑつ我が床の辺に (17・三九二七)

特に三〇・一六六八・一八九五・三二四〇・三二四一・三九二七番歌に留意すると、「幸く」は「あれど」「あり」「あらば」と「あり」に続いている。一六六八・一八九五番歌には「在」の文字使用を認めることができる。諸本に文字の異動が認められないので願みられてこなかったが、用例だけなら『注釈』の「サキクアラムト」がもつとも説得力を有している。訓読は他の歌の用例に頼りながらの考察になるが、当該歌は、残された用例からの帰納だけでは訓むことが難しいといわねばなるまい。

「吉」は、次の二首を参考にするとを「ヨケム」と訓むことができる。

天の原振り放け見れば白真弓張りて掛けたり夜道は良けむ(夜路者將吉)

(3・二八九)

君がため手力疲れ織りたる衣ぞ春さらばいかなる色に摺りてば良けむ(措者吉)

(7・二八二)

用字のままに訓む限りにおいて、「幸ク」に形容詞「良シ」の未然形として「ヨケ」を捉え、推量の助動詞「ム」を読み添えるほかない。下句との接合に「と」を訓み沿えて、「命 幸久吉」を、「イノチヲシ サキクヨムト」と訓読し、自身の「命をば、無事であり良好であるように」と願う作者がいる。命の無事な継続を願う理由は、次の歌が参考になろう。

藤井連、任を遷されて京に上る時に、娘子の贈る歌一首

明日よりは我は恋ひむな名欲山石踏み平し君が越え去なば

(9・一七七八)

藤井連の和ふる歌一首

命をしま幸くもがも名欲山石踏み平しままたも来む

(9・一七七九)

一七七八番歌では、新たな任命を受けて帰京する藤井連に、残される娘子が恋情を告げている。これに対して、一七七九番歌では藤井連が、自身の命が無事であったなら、また娘子のもとを訪れようと約束をしている。藤井連は、見送る女性のもとを再訪するために、自身の命の無事を願っている。羈旅歌が家や妹を思いながら無事に戻ることを祈るように、当該歌も旅の途中で、無事に戻ることができるように自身の命の存続することを願っているように思われる。

#### 四、下句の訓みと意味

課題を残しつつ、上二句に羈旅の途次を想定して「イノチヲシ サキクヨケムト」と訓読することで、家に残してきた女性のもとに帰るため、自身の命の無事と良好な状態の継続を願っていたことを述べた。続けて下三句の訓読と解釈を考えておく。

「石流垂水々乎結飲都」の訓読は、『童蒙抄』に、

そ、ぐ也。いはた、くともよめり。下のたるみとうけん為也。岩をた、きたる、と云意也。とあるが、

石走る（石走）垂水の上のさわらびの萌え出づる春になりにはけるかも

（8・一四一八）

石走る（石走）垂水の水のはしきやし君に恋ふらく我が心から

（12・三〇二五）

の二例を含めて、「流」を「タタク」と訓むことが難しい。三〇二五番歌の用字から「イハバシル」と訓まれてきた。以下を「垂水々乎 結飲都」と区分して「タルミノミズヲ ムスビテノミツ」と訓むことに異論はない。

歌の解釈にもっとも大きな影響を与えてきたのは、「垂水」の捉え方であろう。近世期の古注釈を見ると『童蒙抄』は『延喜式』に着目しながら、

垂水は撰津国の地名、延喜式〔神名帳上、撰津国豊嶋郡垂水神社 名神大、月次、新嘗〕当集第八の巻頭の歌にも、いはそそぐたるみと有。此水瑞霊水と聞えたり。

のように固有名詞と捉え、

祝賀の歌によめる意也。命ながらへたれば、かく清らなる名にあらわれたる垂水の水を結びて飲みしと也。

と解した。『略解』は『新撰姓氏録』に注目して、

垂水は摂津豊島郡なり。垂水と言へる所は、かたがたに有れど、津国の垂水は、姓氏録に、孝元天皇御世天下旱魃。河井涸絶。于<sub>レ</sub>時阿利真公造<sub>レ</sub>作高樋。以<sub>レ</sub>垂<sub>二</sub>水<sub>一</sub>四山、基<sub>レ</sub>之令<sub>レ</sub>通<sub>二</sub>水<sub>一</sub>宮内。供<sub>レ</sub>奉御膳云云と有りて、其水の名高ければ、結びて飲むに命も延ぶる由言ひ伝へたるなるべし。

と記す。『古義』がこれを支持した。

こうした見方に対し『新考』が、

垂水は瀧なり。三註共に摂津国豊島郡





の地名としたれども従はれず。卷十二に石走垂水の水のはしきやし君にこふらくわがころからとあり。

と反論した。

近代の注釈書は、『私注』が、

タルミは落下する泉であるが、此所に摂津作中の一首であるから地名で、其の豊島郡垂水神社の在る所の水であらう。

と固有名詞説を支持し、『全註釈』が、

歌としては、むしろ普通名詞と見る方がよいのであつて、これによつて生命が躍動する。

と普通名詞説を支持している。

最近では『全注』が、

滝。転じて、滝のある地名。摂津の地名としては豊嶋郡（大阪府吹田市垂水町）垂水神社（延喜式、神名帳）のある地が知られている。その水は、長寿・吉祥をもたらす霊水として求められたのであらう。

と、固有名詞説を、『釈注』が普通名詞説を支持しており、見方は別れたままとなっている。

諸注釈が固有名詞か普通名詞かで揺れる要因を探ると、

「垂水」は、垂れ落ちる水で、現在の瀧と同意の語。摂津国豊能郡垂水村に垂水神社があり、そこにある瀧としてここに収めてあるが、下の続きから見ると普通名詞としても通じ、

その方が妥当性が多い。美水を飲むと長寿を保ち得るとすることは神仙思想の影響のあるものであるが、寧楽遷都後はそれが一般の信仰となり、その意の歌が多い。これもそれである。

〔評釈〕

「垂水」は垂れる水、即ち瀧のことであるが、また瀧のある地名にも用ゐられる。(中略)しかし作者はこれを地名とはせず、どこかの霊泉の瀧をすくひ汲んで飲んだと云つたと見るべきでないかと考へる。

〔注釈〕

のように、一首の解釈を優先する場合、普通名詞と捉える傾向が強くなる。こうした見方に対し、当該歌が「撰津にして作る」(？二二四〇～六〇)という一群の中に収められていることを重視すると

滝のこと。前後の歌皆固有名詞で、これも固有名詞なら撰津の垂水。大阪府吹田市。垂水公(きみ)の一族がいた。

〔講談社文庫〕

と、固有名詞説に傾く。その折衷案としては、

瀧のこと。この歌は撰津作の中に収めてあり、前後にも有間山・猪名野・武庫川などの地名が読み込まれているので、万葉の編者は垂水も地名と考えたのであろう。地名ならば吹田市豊津の垂水神社の所在地とする説がある。

〔大系〕

本来、滝を意味する普通名詞だが、「撰津作」の中に収めてあるところを見ると、大阪府吹田市垂水での作と解したものか。普通名詞説もある。

〔全集〕

瀧を意味する普通名詞。此の歌を撰津国での詠としたのは、同国豊島郡の郷名「垂水」（現・大阪府吹田市垂水町）の小瀑を詠んだと解したからか。

【新全集】

編者は、「滝」を意味する「垂水」の語を地名に誤解して、「撰津作」に分類したのであろうか。

【新大系】

の如く、一首としての解釈では普通名詞と捉えながら、歌群に収めた編集者が固有名詞と解したとの見方を示し、二説を合理的に理解しようとしてきた。

では、その根拠となるところを確かめておく。当該歌の三句と四句にみられる「石走る 垂水」は、他に次の二例が見出される

石走る〔石齧〕垂水の上のさわらびの萌え出づる春なりにけるかも (8・一四一八)

石走る〔石漣〕垂水の水のはしきやし君に恋ふらく我が心から (12・三〇二五)

いずれも激しく落ちる水の意として理解することができ、特に地名と捉える必要がない。

また、「垂水」に続けて詠まれた「水を」は、

美濃国の多芸の行宮にして、大伴宿禰東人の作る歌一首

古ゆ人の言ひける老人のをつといふ水そ名に負ふ瀧の瀬 (6・一〇三四)

と、特定の場所と結びついて霊泉になり得る。

当該歌の場合は、『延喜式』に記される「垂水神社」<sup>(28)</sup>が注目されてきたが、

垂水公。豊城入彦命の四世孫、賀表乃真稚命の後なり。六世孫、阿利真公。諡は孝徳天皇

の御世、天下旱魃して、河井涸絶ぬ。時に阿利真公。高樋を造作りて、垂水の岡基の水を、宮内に通して、御膳に仕奉れり。天皇、其の功を美たまひて、垂水公の姓を賜ひ、垂水神社を掌ら使む。日本紀に漏れたり。<sup>(29)</sup>

『新撰姓氏録』右京皇別上

と、旱魃でも枯れない水脈を認めることができて、命の無事を保証する力まで記されない。当該歌を含む「撰津にして作る」全体に留意しても、

撰津にして作る

しなが鳥猪名野を来れば有間山夕霧立ちぬ宿りはなくて

(7・一一四〇)

一本に云ふ「猪名の浦廻を 漕ぎ来れば」

武庫川の水脈を早みと赤駒の足掻く激ちに濡れにけるかも

(7・一一四二)

命幸久吉石流垂水々乎結飲都

(7・一一四三)

さ夜ふけて堀江漕ぐなる松浦舟楫の音高し水脈早みかも

(7・一一四三)

悔しくも満ちぬる潮か住吉の岸の浦廻ゆ行かましものを

(7・一一四四)

妹がため貝を拾ふと千沼の海に濡れにし袖は干せど乾かず

(7・一一四五)

めづらしき人を我家に住吉の岸の黄生を見むよしもがも

(7・一一四六)

暇あらば拾ひに行かむ住吉の岸に寄るといふ恋忘れ貝

(7・一一四七)

馬並めて今日我が見つる住吉の岸の黄生を万代に見む

(7・一一四八)

住吉に行くといふ道に昨日見し恋忘れ貝言にしありけり

(7・一一四九)

住吉の岸に家もが沖に辺に寄する白波見つつしのはむ

(7・一一五〇)

大伴の三津の浜辺をうち曝し寄せ来る波の行くへ知らずも

(7・一一五一)

梶の音そほのかにすなる海人娘子沖つ藻刈りに舟出すらしも

(7・一一五二)

一に云ふ「夕されば梶の音すなり」

住吉の名児の浜辺に馬立てて玉拾ひしく常忘らえず

(7・一一五三)

雨は降る飯廬は造るいつの間に吾児の潮干に玉は拾はむ

(7・一一五四)

名児の海の朝明のなごり今日もかも磯の浦廻に乱れてあるらむ

(7・一一五五)

住吉の遠里小野のま榛もち摺れる衣の盛り過ぎ行く

(7・一一五六)

時つ風吹かまく知らず吾児の海の朝明の潮に玉藻刈りてな

(7・一一五七)

住吉の沖つ白波風吹けば来寄する浜を見れば清しも

(7・一一五八)

住吉の岸の松が根うち曝し寄せ来る波の音のさやけさ

(7・一一五九)

難波潟潮干に立ちて見渡せば淡路の島に鶴渡る見ゆ

(7・一一六〇)

と傍線を施したように、そのほとんどの歌が地名を含む中で、一一五二番歌のように地名を含まない歌も存在している。

同様の方法で整理された次の二群をみても、一一三三番歌に地名がなく、必ずしも地名を含むか否かで採録されていないことを知ることができる。

吉野にして作る

神さぶる岩根ごごしきみ吉野の水分山を見れば悲しも

(7・一一三〇)

皆人の恋ふるみ吉野今日見ればうべも恋ひけり山川清み

(7・一一三一)

夢のわだ言にしありけり現にも見て来るものを思ひし思へば

(7・一一三二)

天皇の神の宮人とこづらいや常しくに我かへり見む

(7・一一三三)

吉野川いほど柏と常磐なす我は通はむ万代までに

(7・一一三四)

山背にして作る

宇治川は淀瀬なからし網代人舟呼ばふ声をちこち聞こゆ

(7・一一三五)

宇治川に生ふる普藻を川早み取らず来にけりつとにせましを

(7・一一三六)

宇治人の喩ひの網代我ならば今はならましこつみ来ずとも

(7・一一三七)

宇治川を舟渡せをと呼ばへども聞こえずあらし梶の音もせず

(7・一一三八)

ちはやひと宇治川波を清みかも旅行く人の立ちかてにする

(7・一一三九)

つまり、当該歌は「垂水」を地名と捉える必要がなく、「垂水神社」と結びつける根拠も弱い。「撰津にして作る」と記された一群に収められていることで、かろうじて撰津国と結びついている。吹田市の「垂水」に限らないというのが、穏やかな見方となる。

以上の議論を踏まえて、改めて下三句を考えてみると、「石走る 垂水の水を 結びて飲みつ」は、「石走る 垂水」との表現が普通名詞である可能性が高い。「垂水」を地名と捉えたところに呪性が機能しているのではなく、岩の上を勢よく流れ落ちる水に生命力を見出しているの

であろう。

当該歌と同様に「垂水」を詠み込む他の歌に目を向けてみると、生命力あふれる「石走る垂水の上」に「さわらび」（8・四一八）の命が芽吹いて、「石走る垂水の水の」ように勢いがよく、留まることのない恋情が「はしきやし」（12・三〇二五）と妹に向けられている。

当該歌の場合は、上句に「命をし 幸く吉けむと」と願って、下句に勢いよく流れ落ちる水の姿に生命の躍動感を認め、無事と良好な状態の継続を願ひ飲んだと理解することができる。

『新大系』は『新考』を引きながら、

此歌は名水を飲めば無病なりという俗信によれるなり。今も残れる俗信なりと『新考』に言う。

と「俗信」の存在を記す。当該歌はそうした俗信を引用するまでもなく、「石走る」という枕詞をとまなう「垂水」に躍動感と生命力を感じ、その「水」すくって飲むことで、「水」が備えている力を体内に取り込むことを願ひ詠まれている。

##### 五、おわりに

当該歌上二句の訓読は、諸説に一長一短がある。「命幸久吉」の組み合わせで訓もうとする  
と『全注』の「命幸く久しく吉けむと」が新しい。ただし、初句も二句も字余りになってし

まう点に無理があつた。万葉集中の用例を鑑みると、上句を「命をし 幸く在らむと」と訓読することができそうだが、書写本に文字の異動がない。『大系』のように「命をし 幸く吉けむ」と考えるのが最も穏やかな見方となる。家を守る妻に見送られて旅の空にある男が、帰郷に思いを寄せ、自身の命を無事で良好にあるようにと願っていた。

下句は「石走る 垂水の水を 結びて 飲みつ」と訓読する。上句で表現された願いを受けて、岩の上を勢いよく流れ落ちる水に躍動感と生命力を見出し、手ですくって飲むことで、その力を体内に取り込もうとする歌であつた。

当該歌をまとめる題詞に即して理解すると、歌を詠む作者は今、水が勢いよく流れ落ちていく摂津国のどこかを旅している。<sup>30</sup>

### 注

- (1) 佐佐木信綱氏・橋本進吉氏・千田憲氏・武田祐吉氏・久松潜一氏編『校本万葉集』五(新増補版) 岩波書店 一九七九年九月。
- (2) 荷田春満『万葉童蒙抄』『荷田春満全集』第五卷 六合書院 一九四四年四月。
- (3) 中西進氏『全訳注／原文付万葉集』講談社文庫 一九八四年九月。
- (4) 渡瀬昌忠氏『万葉集全注』巻第七 有斐閣 一九八五年八月。



- (5) 統群書類従完成会編『賀茂真淵全集』第三卷 吉川弘文館 一九七九年六月。
- (6) 橘千陰『万葉集略解』第三 日本古典全集 日本古典全書刊行會 一九二六年三月。
- (7) 鹿持雅澄『万葉集古義』第三 国書刊行會 一八九八年六月。
- (8) 井上通泰『万葉集新考』第三 国民図書 一九二八年五月。
- (9) 土屋文明氏『万葉集私注』四 筑摩書房 一九七六年九月。
- (10) 佐佐木信綱氏『新訓万葉集』上卷 岩波書店 一九二七年九月。
- (11) 鴻巣盛廣氏『万葉集全釈』第二冊 大倉廣文堂 一九三一年一〇月。
- (12) 窪田空穂氏『窪田空穂全集』第一五卷 角川書店 一九六六年六月。
- (13) 澤瀉久孝氏『万葉集注釈』卷第七 中央公論社 一九六〇年九月。
- (14) 武田祐吉氏『増訂版 萬葉集全註釈』六角川書店 一九五六年一二月。
- (15) 小島憲之氏・木下正俊氏・佐竹昭広氏校注・訳 日本古典文学全集『万葉集』二 小学館  
一九七二年五月。
- (16) 小島憲之氏・木下正俊氏・東野治之氏校注・訳 新編日本古典文学全集『万葉集』②  
小学館 一九九五年四月。
- (17) 高木市之助氏・西尾 実氏・久松潜一氏・麻生磯次氏・時枝誠記氏監修 日本古典文学大系『万葉集』二 岩波書店 一九五九年九月。
- (18) 前掲(13)に同じ。

(19) 青木生子氏・井手至氏・伊藤博氏・清水克彦氏・橋本四郎氏校注 日本古典文学集成『万葉集』二新潮社 一九八三年一月。

(20) 伊藤博氏『万葉集釈注』四集英社 一九九六年八月。

(21) 村田右富実氏『万葉集研究におけるコンピュータ利用の側面―万葉短歌の字余りを中心に―』『文学・語学』第一七一号二〇〇一年二月。

(22) 「ヒサシク」の用例を以下に掲げておく。

み吉野の吉野の宮は 山からし 貴くあらし 川からし さやけくあらし 天地と

長く久しく(長久) 万代に 変はらずあらむ 行幸の宮 (3・三一五)

天地と共に久しく(共久) 住まはむと思ひてありし家の庭はも (4・五七八)

草枕旅に久しく(客尔久) なりぬれば汝をこそ思へな恋ひそ我妹 (4・六二二)

今知らず久邇の都に妹に逢はず久しくなりぬ(久成) 行きてはや見な (4・七六八)

天地の共に久しく(等母尔比佐斯久) 言ひ継げとこのくしみ魂敷かしけらしも (5・八一四)

古の事は知らぬを我見ても久しくなりぬ(久成奴) 天の香具山 (7・〇九六)

足代へ行く小為手の山の真木の葉も久しく見ねば(久不見者) 苔生しにけり (7・二二四)

藤波の咲く春の野に延ふ葛の下よし恋ひば久しくもあらむ(久雲在) (10・一九〇二)

波の間ゆ見ゆる小島の浜久木久しくなりぬ(久成奴) 君に逢はずして (11・二七五三)

君に逢はず久しくなりぬ(久成宿) 玉の緒の長き命の惜しけくもなし (12・三〇八二)

旅の夜の久しくなれば(久成者さに)つらふ紐解き放けず恋ふるこのころ(12・三三四)  
筑紫道の荒磯の玉藻刈るとかも君が久しく待てど(君久来まさぬ)(12・三二〇六)

我が旅は久しくあらし(比左思久安良思)この我が着る妹が衣の垢付く見れば(15・三六六七)

秋されば恋しみ妹を夢にだに久しく見むを(比左之久見幸乎)明けにけるかも(15・三七二四)

草枕旅に久しく(多婢尔比左之久)あらめやと妹に言ひしを年の経ぬらく(15・三七一九)

妹に逢はず久しくなりぬ(比左思久奈里奴)饒石川清き瀬ごとに水占延へてな(17・四〇二八)

(23) 前掲(21)に同じ。

(24) 七音句には次の用例が認められる。

霊ぢはふ神も我をば打棄てこそし(えや命の惜)四思也譚之しけくもなし(11・二六六一)

(25) 七音句では、

うつせみの命を惜しみ(命乎惜美)波に濡れ伊良虞の島の玉藻刈り食む(1・二四)

(前略) 栲縄の 長き命を(長命乎) 露こそば 朝に置きて 夕には 消ゆといへ(後略)(2・二一七)

栲縄の長き命を(永命乎)欲しけくは絶えずて人を見まく欲りこそ(4・七〇四)

かくしつつからくを良みぞたまきはる短き命を(短命乎)長く欲りする(6・九七五)

恋ひつつも後も逢はむと思へこそ己が命を(己命乎)長く欲りすれ(12・二八六八)

いくばくも生けらじ命を(不生有命乎)恋ひつつそ我は息づく人に知らえず(12・二九〇五)

うつせみの命を長く（命乎長）ありこそと留まれる我は齋ひて待たむ（13・三三九二）

（前略）満ち来る潮の 八重波に なびく玉藻の 節の間も 惜しき命を（惜命乎）

露霜の 過ぎましにけれ（後略）（19・四二二一）

水泡なす仮れる身そとは知れれどもなほし願ひつ千年の命を（知等世能伊乃知乎）

（20・四四七〇）

と、前後に「長き（永）」や「短き（短）」「己が（己）」「生けらじ（不生有）」或いは「長く（長）」  
「惜しき（惜）」や「千年の（知等世能）」といった語を組み合わせて一句が形成されている。

〔26〕佐竹昭広氏・山田英雄氏・工藤力男氏・大谷雅夫氏・山崎福之氏校注新日本古典文

学大系『万葉集』二（岩波書店二〇〇〇年一月本文中では『新大系』と表記した）は「久」について、

当該歌頭注に、「久」は「幸く」の「く」、また、「久しく」の意も表意。」と記している。

〔27〕寺町祐子氏ほか四名の留学生と共同執筆「『万葉集』巻七・一一四二番歌の訓読―撰

津にして作る―への収載を視野に―』『梅花日文論叢』第一六号二〇〇八年二月。

〔28〕黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系交替式・弘仁式・延喜式前編』吉

川弘文館一九七二年四月。

豊嶋郡五座大二座／小三座 為那都比古神社二座 細川神社

垂水神社名神大。月／次新嘗 阿比太神社大。月次／新嘗（卷九神祇九神名上）

〔29〕佐伯有清氏『新撰姓氏録の研究』考證篇第二吉川弘文館一九八二年三月。

(30) 本書では触れ得なかったが、当該歌に三島路の旅を想定することができるなら、「垂水」が地名として収載された可能性を検討することができるかもしれない。

※引用文は、本書の読みやすさを優先して、字体を改めた箇所があることを付記しておく。

あとがき

大阪の北に位置する梅花女子大学に勤めて十年が過ぎました。勤務校の周辺に残された古代の歴史や文学を、生涯学習に関わる講座や、学内の授業で取り上げてきました。足跡をふり返ると以下ようになります。

## 第一章 三島に眠る継体天皇

第三六回 梅花女子大学・梅花短期大学公開講座「茨木の古代史を創る―継体天皇説話をめぐって―」二〇〇三年一月。その後、学部の演習授業の話題のひとつに取り上げ、履修した大森綾希さんと「『記』『紀』の継体天皇陵名を読む」(梅花女子大学文化表現学部紀要)第一号二〇〇四年二月を記す。拙稿「継体天皇と三島―『記』『紀』構想論の一環として―」『菅野雅雄博士喜寿記念 記紀・風土記論究』おうふう二〇〇九年三月。

## 第二章 大織冠神社の藤原鎌足

茨木塾「大織冠神社の『鎌足』」二〇〇二年一〇月。拙稿「撰津国系統の鎌足説話―墓所の認定議論に関わって―」『梅花女子大学文化表現学部紀要』第二号二〇〇五年一二月。

## 第三章 墓誌を残す石川年足

拙稿「石川年足の碑文を読む」『梅花日文論叢』第一七号二〇〇九年二月。

#### 第四章 「垂水」を詠む歌の訓読

梅花女子大学図書館公開講座「図書館で読みたい『万葉集』」二〇〇六年六月。その後、大学院の演習授業の話題のひとつに取り上げ、履修した寺町祐子さんほか四名の留学生と「『万葉集』巻七・一一四二番歌の訓読―「摂津にして作る」への収載を視野に―」（『梅花日文論叢』第一六号二〇〇八年二月）を記す。本章はさらに考察を加えて書き改めている。

第一章では、残された文献から史実を読み解く難しさを示し、『古事記』が主張する意図をお見せしました。第二章では『日本書紀』以後の文献に、古代史が享受されてゆく過程を辿り、新たな説話が形成されてゆく様子をお見せしました。第三章では、『続日本紀』と『万葉集』を用いて、同じ人物を扱いながら、歴史と文学では表そうとする観点が異なる様子をお見せしました。第四章では、たった一首の万葉歌の訓読でも、多様な意見が交わされてきた様子をお見せしました。古代の歴史や文学が、ひとつの時代の在り方を示すと同時に、享受史や研究史が、今日の私たちまでをひとつの話題で結んでいます。

本書をまとめるにあたり、地域の歴史や文学を研究することを目的に、勤務校から研究助成をいただきました。記して感謝申し上げます。また、これまで話をする機会を与えてくださいました皆様改めてお礼を申し上げて、ささやかですが考察の一端を形にしてご報告いたします。

市瀬雅之

## 著者紹介

---

■ 市瀬 雅之(いちのせ まさゆき) | 梅花女子大学教授 博士(文学)

文献は構想に基づいて編まれている。その意図や意味を読み解きながら、古代の文学や歴史、社会や人の在り方を考え続けている。

上代文学会理事、古事記学会理事、美夫君志会常任理事などを務める。

主著

---

『伴家持論—文学と氏族伝統—』おうふう 1997年5月。『東海の万葉歌』おうふう 2000年7月(共著)。

『万葉集編纂論』おうふう 2007年3月。

ホームページ

---

「万葉夢考房」 <http://www.baika.ac.jp/~ichinose/>

※本書はテキストに、新編日本古典文学全集「古事記」「日本書紀」(小学館)・新日本古典文学大系「続日本紀」(岩波書店)・「万葉集」(塙書房)デジタル版を使用している。ただし、私意によって改めた箇所がある。

※本書で使用したイラストは、「梅の文化史」(2001年 和泉書院)、「ひらいてみよう古典の小箱」(2004年 勉誠出版)、「風の文化史」(2006年 和泉書院)に続いて、市瀬光代氏にお願いした。記してお礼を申し上げます。

---

梅花学園生涯学習センター 公開講座ブックレット VOL.02

## 北大阪に眠る古代天皇と貴族たち

— 記紀万葉の歴史と文学 —

---

2010年3月12日発行

著者：市瀬 雅之

発行者：梅花学園生涯学習センター

〒567-8578 大阪府茨木市宿久庄2-19-5

TEL. 072-643-6297 FAX. 072-643-6319

---

表紙デザイン 株式会社ウェイヴインターナショナル

---





9784990417215

ISBN978-4-9904172-1-5

C1395 ¥500E



1921395005007

発行：梅花学園生涯学習センター

定価：(本体500円＋税)



**BAIKA**  
1878